

THE JOURNAL OF ECONOMICS

(Quarterly)

Vol. 63, No. 1

April, 1997

Contents

Articles

A Study on the Origin of Fire Insurance Tariff in Japan

Haruhito TAKEDA

Determinants of Long-term Loans in Japan :

An Empirical Study after the 1980s

Shin-ichi FUKUDA
Fumikazu KAWAHARA
Hirotugu KOHARA
Ji Cong

The Competence, Behavior, and Function of the State :

(2) The Machinery Industry under Kikai Kogyo Shinko

Rinji Sochi-ho [The Act on Temporary Measures
for the Promotion of the Machinery Industry] Yoshiro MIWA

Communication

A Note on the Labour Theory of Value

—Comments on Takumi's Essay—

Makoto ITOH

Book Reviews

Tokutaro SHIBATA, *The Great Depression and Modern Capitalism:**An Evolutional Stage Theory of Capitalism* Eiichi AKIMOTOKunihiro KATO, *The German Financial Crisis 1931* Shigeru KOMINATOJun SUZUKI, *The Machine Industry in Meiji Japan* Haruhito TAKEDA

Edited by

THE SOCIETY OF ECONOMICS, UNIVERSITY OF TOKYO

BUNKYO-KU, TOKYO

雑誌 03515-4

季 刊

經濟學論集

第 63 卷 第 1 号

1997 年 4 月

〔論 文〕

火災保険業における料率協定の成立過程

武田晴人

長期資金の決定メカニズム：

1980年以降の日本企業の実証分析

福田慎一
河原史和
小原弘嗣
計聰

政府の能力、行動と機能：

(2) 機械工業振興臨時措置法下の機械工業(上)

三輪芳朗

〔研究ノート〕

労働価値説についての覚え書き

——侘美論文をめぐって——

伊藤誠

〔書 評〕

東京大学経済学会

<論文>

火災保険業における料率協定の成立過程

武田 晴人

はじめに

100年ほど前の創業期、火災保険事業には料率算定の団体も協定もなく、そのかわりにさまざまな政府規制・業界の垣根などもなかった。新規の参入は自由であり、また破綻という形の退出も自由だった。付保を必要とする人々は安い料率を求め、事業者はシェアの拡大をめぐってしのぎを削った。外国企業にも門戸が開かれており、内外の企業が全く自由に競争していた。しかし、保険の知識も事業の経験も不足していた時代、当時の記録はその競争の狂乱ぶりを次のように記録している。

火災保険業者従来の営業振りは殆ど主義なく、定見なく、而して確立せる大方針なるものあることなく、支離滅裂なる営業振りを敢てして、改修することを知らず、恰も木葉の波間に搖れつゝ流るゝと雖も、而かも其到着點の何處なるを知らざるが如く、茫乎として業に従ひ、漠然たる行動をなし、其極は最も忌むべき悪競争に腐心するに至り、営業其物の本義に背戻し、会社の基礎に危険を加えんとするも、猶ほ未だ之が非なるを改悟して基本に復へることをなさず、結局遂に其身を殺して自ら食ふに似たる痴態狂状を演出して、天下の大嗤笑を買へり、事態既にこゝに窮屈す焉んぞ一轉せざるを得んや。¹⁾

本稿の課題は、こうした「無秩序」な競争状態にあった明治末の火災保険業界において、どのような条件のもとに業界の組織化が進み、料

率協定が成立したかを明らかにすることを目的としている。火災保険における料率協定については、昭和18(1943)年に大日本聯合火災保険協会が日本損害保険協会に統合されるため解散した際に記念として編纂された『日本における火災保険料率協定沿革史』上・下(同書刊行会発行、昭和19年、以下『沿革史』と略す)が正史となっている。この千数百頁をこえる大部の『沿革史』の存在自体が協定についての業界の自負を示しているといつてよい。カルテル協定が自由であった戦前期の日本においても、これほど詳細な正史は例をみないからである。

しかし、この正史は正史であるが故の限界をまぬがれていない。とくに、協定が成立する過程については、その間のさまざまな思惑の交錯・利害対立にふれることを意識的に回避しているが如くであり、多少、これに言及する場合にも有力会社の視点が貫かれている。そこで本稿では、協定の成立過程について——従って成立した協定がどのような機能を果たしたかというカルテル研究が本来論すべき課題はひとまずおいて——これに重要な役割を演じたと考えられる中堅の火災保険会社2社の動きに注目しながら検討してみたいと考えている。²⁾

1. 火災保険協会の結成

<無協定時代の多産多死——損害保険事業の形成>

保険は、幕末開港以後に導入された近代的な制度の1つであった。伝統的な商習慣や村落の

共済的な制度などに類似の制度がなかったわけではないが、保険思想は日本の近代化の進展とともに普及し、人々に受け容れられていった。明治12(1879)年7月に、日本で最初の本格的な海上保険会社として東京海上保険(現東京海上火災)が設立され、翌13年6月には福沢の門下生であった阿部泰蔵、莊田平五郎らの手で明治生命が創設された。火災保険分野では、これと並行して、11年6月に東京帝国大学講師で大蔵省顧問であったドイツ人マイエットが官営の強制加入の火災保険制度導入を建議したのをきっかけに、³⁾「所謂火災類似保険が全国に流行瀰漫することになった」。14年8月の有限責任火災共恤百名義会、16年7月の火災保険安心社、19年11月の火災予防社などがその例であった。⁴⁾浅草に本社を置いた共恤百名義会は、毎月1円掛で100名を1組とし、保険金100円を限度として、罹災者に見舞金を補填する仕組

みであった。その他の各社も同様の共済扶助的なものであったと伝えられる。

こうしたなかで、明治20年6月に東京火災が設立され、火災保険でも本格的な事業としての歩みをはじめた。しかし、創業間もない東京火災の営業状態は必ずしも良好ではなかった。東京・横浜に営業地域を限り、被保険物件を耐火構造に限定したため契約が伸び悩み、その後、この方針を緩和して契約増加に努めたものの、24年に横浜、横須賀、25年に神田猿楽町の大火にあって大きな損害を受けたからであった。そのため、26年5月に安田善次郎の手で救済整理が実施され、営業体制を一新して、有力火災保険会社の基盤を再建することになった。

東京火災に続いて、明治24年1月に東京で資本金60万円(払込15万円)の明治火災が、25年4月に大阪で資本金50万円(払込10万円)の日本火災が設立された。とくに、明治火災が、

第1表 火災保険会社の簇生

設立年月	社名	所在地	資本金	備考(種目・経過など)
明治26年5月 6月	銅業火災 家屋物品	大阪 東京	20(2) 20(5)	火災(金属業者対象)32年ごろ東京火災に合併 小口火災
リ リ リ リ リ 26年11月	東洋保険 商工保険 内國保険 酒家保険 大阪保険	〃 〃 〃 〃 大阪	100(10) 30(7.5) 50 30(7.5) 120(36)	火災・海上・生命、27年11月商法違反で解散命令 火災・生命、29年営業停止財産整理命令により30年消滅 火災・生命、30年廃業 火災(酒造業者対象)・生命、廃止年次不詳 火災・海上、33年財産整理命令をうけ再建、のちの大坂海上
27年5月 7月	明教保険 健養保険	東京 大阪	50(12.5) 20(5)	財産整理命令により、39年11月任意解散 火災・生命、33年兼業禁止
29年10月 11月	帝国保険 日本酒造	京都 大阪	50 100	東京火災に契約を移転し任意解散(年次不詳) 日本火災に合併
30年5月 8月	小樽貨物 横浜火災	小樽 横浜	50(12.5) 500(125)	火災、大正11年11月本社を東京に移し富国火災と改称 火災、32年運送・37年信用・39年海上を兼営
31年2月 12月	東洋物品 関東火災	東京 〃	20(5) 30	小口火災、大正3年1月日本動産火災として再建 33年1月営業停止命令、7月解散
32年5月 6月 8月 9月 リ リ リ 33年2月 リ 34年5月 35年7月	中外火災 財産火災 内国火災 中央火災 内外火災 金沢火災 京浜火災 江戸火災 日本旅館火災 日宗火災	〃 〃 〃 〃 〃 金沢 東京 〃 10 10 10 15 30(11) 10 30(9.5) 100(35)	10(2.5) 10 30(7.5) 30 10 30(7.5) 30 10 10 10 42年免許取消 34年3月任意解散 37年10月任意解散 42年3月営業免許取消解散 34年3月任意解散 42年免許取消解散 36年3月内外火災に合併 38年減資、41年3月営業免許取消 41年営業免許取消	小口火災、33年12月営業停止・財産整理命令、42年免許取消 小口火災(質屋対象)、39年11月任意解散 33年12月営業停止及び財産整理命令、42年免許取消 33年3月営業免許取消解散 34年3月任意解散 42年免許取消解散 36年3月内外火災に合併 38年減資、41年3月営業免許取消 41年営業免許取消

出典) 足立久次郎「我が火災保険会社の沿革」『損害保険研究』3巻4号、昭和12年。

注) 資本金の括弧内は払込資本金。

第2表 明治32年の富山・横浜大火と保険会社

会社名	払込資本金	各積立金	計(A)	富山損失金	横浜損失金	計(B)	(B)/(A)	(1,000円)
東京	1,250	514	1,764	25.4	65.3	90.7	5.1%	
明治	250	700	950	11.3	29.4	40.7	4.3	
日本	200	323	523	—	—	—	—	
横浜	1,250	54	1,304	—	42.2	42.2	3.2	
大阪	180	104	284	115.9	57.9	173.8	61.2	
酒造	250	86	336	57.8	67.8	125.6	37.4	
明教	125	42	167	3.9	12.6	16.5	9.9	
帝國	165	—	165	53.0	4.6	57.6	34.9	
家屋物品	75	32	107	3.4	20.0	23.4	21.9	
東洋物品	25	1	26	15.0	—	15.0	57.7	
東京物品	25	20	45	9.4	22.7	32.1	71.3	
財産	25	1	26	—	0.7	0.7	2.7	
関東	25	—	25	36.4	26.0	62.4	249.6	

出典) 原島茂「本邦火災保険業ノ過去・現在・将来」『保険雑誌』165号、明治43年より作成。

一律に1000分の20であった保険料率を1000分の35に引き上げることに成功し、当初から東京火災を凌ぐ営業規模と高収益を実現したことは、火災保険分野に対する新規参入を呼ぶこととなった。26年5月に銅業火災が設立されたのをはじめ、1年余りの間に9社の新設をみたのである(第1表参照)。しかし、保険業法などの監督法規が未整備で、生保・損保の兼営もみられるなかで、新設会社の基礎は薄弱で、「泡沫会社」の様相を呈した。当時の保険雑誌には、「資本家が保険事業に蟻集し、会社屋(創業者利得を目的に会社設立を企てるプローカー……引用者注)が保険会社設立に狂奔しつつあるは誠に解し難き所なり」と評されたのは、そうした事情からであった。

日清戦争の開戦とともにこのブームも一時鎮静化したが、戦後の企業ブームが本格化する明治29年以降、再び保険会社の乱設時代を迎えることになった。29年~35年に新設された会社は、18社が知られており、とくにブームの最後の年になる32年には6社を数えたのである。

企業の乱立は過当競争を呼び、横浜火災など若干の例外を除いて、ほとんどの会社が整理を余儀なくされた。料率の低下は、「斯くの如く甚だしい会社の濫興を招いた結果、各社間に無謀の競争を惹起し、保険料率の引下げ益々著しく、日清戦争前に於て東京千分の三十乃至三十五、

大阪千分の二十乃至二十五で有ったものが三十年の頃には其半以下に降、遂に三十二年頃から京都大阪神戸等の関西地方では、市街の木造家屋の料率が千分の二以下に落ちると謂ふ有様¹⁰⁾であったと報じられている。

この料率低下に加えて、明治32年8月には横浜と富山で大火が発生し、脆弱な経営基盤しかもちえなかった各社は、その屋台骨を揺るがされることになった。第2表のように、この大火による損失額は、自己資本の充実していた東京火災、明治火災などの上位数社を除き、多くの中小損保会社が自己資本に数倍する損失を負担しなければならなかったのである。

<法規制の整備と料率協定の試み>

過当競争による小会社の破綻の頻出は、料率の合理的な算定が行われないなど、保険会社経営の基礎を欠くことに基づいていた。そのため、政府は明治33(1900)年に保険業法及び同施行細則を制定し、農商務省に保険課を設置して監督にあたることになった。保険業法の特徴は、①事業の免許主義、②基礎書類による認可主義、③事業主体の株式会社・相互会社への限定、④他業及び生保・損保の兼営禁止、⑤準備金等の会計原則の整備などを明示したこと、保険業者の近代的経営形態への転換を求めていた。その結果、多くの弱小企業が営業停止、解散の処

火災保険業における料率協定の成立過程

第3表 火災保険料の推移 (円)

年 度	保 険 料	年 度	保 険 料
明治 22	21.10 円	明治 36	6.50 円
23	20.00	37	6.12
24	30.56	38	5.64
25	23.30	39	4.62
26	22.16	40	5.40
27	20.09	41	6.83
28	14.93	42	7.44
29	13.81	43	7.69
30	11.55	44	6.69
31	12.13	45	5.94
32	9.94	大正 2	4.59
33	9.29	3	4.09
34	8.09	4	3.84
35	7.42	5	3.62

出典) 明治39年まで『東京火災保険株式会社五十年誌』p.230、以後は、深町徳蔵『火災保険四十五年史』pp.16-17による。

注) 料率は保険金額1,000円につき円。2つの資料には若干の不連続があり、重なってデータのある39~44年についてみると、43年には前者が8.41円としており、0.72円の差がある。

分を受けることになったが、この火災保険業界の競争的体質は業界の宿弊として、これに対する政府の監督行政の厳格化とともに、以後の損害保険業界の発展を特徴づけることになった。

保険業法の制定によって企業の整理が進むなかで、有力火災保険会社による自主的な料率協定が結ばれ、秩序ある競争へと体質改善が試みられることになった。

同業協調の動きは、明治27年に大阪の火災保険業者によって火災保険同盟会の結成が提案され、32年に参加9社で成立したのが最初であった。この間、北陸、京阪神、中国、九州など各地方で料率協定が試みられたが、前述の業界の混沌とした競争状態を改善することはできず、同盟会も十分な影響力を行使できなかった。34年7月の北陸地方の第2回協定、同年12月の京阪神地方における明治火災・東京火災・横浜火災・日本火災の4社協定も、実勢の追認に等しく経営基盤の強化に結びつくような実効性に乏しかったのである(第3表参照)。

こうしたなかで、日露戦争前後から外国保険会社(以下、外国会社)の国内市場進出が活発化し、火災保険市場は、さらに競争的色彩を強めた。引き続き地方的な協定が試みられ、また、

明治39年10月には外国会社の代理店であった三井物産・大倉組を含めた工場物件(紡績工場)に関する料率協定も結ばれた。⁷⁾しかし、局地的ないしは部分的な対応策の効果には限界が大きく、同業者の協力による全国的・統一的な協定の必要性が次第に高まっていた。

<火災保険協会の結成>

明治40(1907)年5月に東京火災・明治火災・日本火災・横浜火災・共同火災の有力5社によって結成された火災保険協会は、この要請に応える本格的な同業者組織の最初のものであった。

この協定成立の経過は必ずしも詳らかではないが、有力5社が地域ごとに進めていた料率協定が神戸を最後にまとまつたことが前提となっていたようである。当時の報道によると、関東・名古屋・大阪・中国・九州などで協定がまとまるなかで、39年9月以来、東京・日本・明治が横浜火災からの再保険受け入れを拒んだため、上記3社と横浜・共同の2社に分かれて神戸市場で対立が続いている。

料率引下げによる収入保険料増加をめぐる競争のなかで、再保険引き受けが競争(制裁)手段として用いられたことは、損害保険市場の特殊性を反映している。リスクを分散するための再保険を拒まれることは、拡販が倒産の危険を高めることを意味したからである。

9カ月にわたる対立が田辺貞吉の斡旋によって明治40年5月5日に解決し、その後、協会の組織化が実現したが、⁸⁾新しく結成された火災保険協会の目的は、その規約第2条に、

- 一、各地ニ於ケル適當ノ保険料ヲ制定シ之カ実施ヲ図ルコト
- 一、火災保険事業ノ經營ニ關シ共通利便ノ方法ヲ研究スルコト
- 一、火災ニ關スル統計ヲ蒐集シ法令ニ注目シ慣習ヲ作リ其他總テ斯業ノ改良發達ニ資シ共同ノ利益ヲ図ルコト⁹⁾

と、うたわれている。この目的に沿って協会は、全国13区(内地のほか台湾・満州・韓国を含む)

について、普通物件料率、倉庫料率、綿花料率、煙草料率などを協定し、その料率の引上げに努めた。その結果、低迷を続けた料率も40年を底に改善の傾向をみせたのである(前掲第3表参照)。

この料率の改善が、火災保険業界に第3次の企業ブームを引き起こし、本稿が注目する2社、福寿火災と豊国火災もこのブームに乗って誕生することになった。成立したばかりの火災保険協会は、このような火災保険業界の発展と、そのなかで生じた歪みを是正していく1つの画期になるものと期待されていたのである。

<火災保険協会の活動>

明治40(1907)年5月に成立した火災保険協会による保険料率の引上げの動きに拍車をかけたのは、同年8月に発生した函館の大火であった。焼失戸数1万2390戸、損害額3500万円に達した大火は、火災保険業界はじまって以来の大惨禍で、東京火災95万円、明治火災53万円、日本火災47万円など関係保険会社10社に約300万円の保険金支払を必要とさせることになった。¹⁰⁾当時の国内火災保険会社の総保険料収入は、わずかに年間624万円であったから、この大火の影響は甚大であった。このため、各社は、火災保険協会の協定にしたがって料率の引上げによる収支の改善を図ることになった。

その様子について『保険銀行時報』は、「函館大火以後我が火災保険業者は一種の恐怖心を生じ俄かに従来の競争的態度を廃し、放胆的営業振りを改め小心翼々となり少しく大口なる申込あれば直ちに同業者に相談し或いは共同保険、或いは再保険をなすを常とし……」と、営業方法の様変わりぶりを報じている。¹¹⁾

この年12月に、火災保険協会は5日にわたる協議会の審議を経て、東京1000分の6、神戸1000分の8、大阪・京都・名古屋1000分の5、仙台1000分の20、北陸1000分の25などの新料率を発表した。¹²⁾それは、協会による第2回目の料率引上げであったが、各地域で契約獲得の最前線にいた各社の支店長、出張所長などの「漸次引上説」を退けて決定されたもので、ほと

んどの地域で5~10割という大幅な引上げであった。¹³⁾

この引上げについて『沿革史』は、「以上各地からの回答にも見えている通り、前記通牒に示されている五・六割引上案も、結局姑息のものといふ意見に傾いた関係もあり、一挙に根本的な適正料率を作成」したと記している。しかし、この説明は事実を正確に伝えてはいないようである。『沿革史』にも名古屋地区からの回答として「今回他地方ノ協定料率修正案騰率ノ比例ニ依リ難ク強テ同等ノ騰率ヲ断行スルニ於テハ忽チ営業上ノ發達ヲ妨ケ候」との記述がある。¹⁴⁾また、引上げ直後の『保険銀行時報』に報じられた「某火災保険会社重役談」でも、当初漸次引上げを検討していた協会幹部は姑息な引上げでは目的を達しないと大幅引上げ案を決定し、地方に諮詢したところ「要するに支店出張所側では漸次引上げ説が多かった」が、これを押し切ったと説明されている。この営業の前線の意見を無視した料率の引上げ方針が協会運営の最大の問題点であった。¹⁵⁾

相次ぐ料率の引上げの結果、明治41年3月のある調査によると、普通物件期間満了後に契約が継続されたものの比率は、大阪で5割、京都で3割、東京で7割、神戸で4割となっており、料率引上げ競争の激しかった関西地区で歩留りが悪かった。¹⁶⁾この大幅な契約の減少は、保険料収入の伸び悩みをもたらしたが、その反面で火災保険各社の経営内容の改善に結びついたのである。

しかし、こうした変化のなかにも、協会の料率協定のあり方の問題点が示されていた。その1つは、すでに指摘したように料率が東京を中心いて、高めに設定され、営業の前線の意向が十分に反映されなかったことである。確かに営業内容は改善されたが、収入保険料の減少は、手数料収入などに基礎をおく代理店の経営には大きな打撃であった。従って、現場から拡販のための料率引下げが新規参入者によるシェア後退のたびにくりかえされた。

それだけでなく、第2の問題はこの協定が代

理店等に対する「手数料、紹介料、割戻金」などの名目で行われる実質的な料率引下げの可能性を封じていなかったことであった。それは各営業店・代理店等にとっては拡販のための主要な手段として残されていたのである。¹⁷⁾

また、信用力、経験等において格差のあるといわれた「二・三流会社」を協定外においても、工場物件などに強味を発揮していた外国会社との協調が不十分であったことは、協定を外側からゆきぶる可能性を残していた。その意味で火災保険協会には限界が大きく、料率協定としては過渡的な性格をもっていた。

こうした背景から、火災保険協会は、相次ぐ引上げで料率の安定を実現するとともに、明治41年初めからこれまで何度も何度も試みられていた工場物件に関する外国会社との協定の交渉を開始した。2月4日に横浜で開かれた第1回の交渉で、協会側は外国会社の紡績会社に対する最低料率の引上げを要求し、その実現を前提に工場物件全体についての協定を結ぼうとしていたのである。¹⁸⁾一般家屋に付保されることがはあるかに少なかった当時において、工場物件は1件当たりの保険料も大きく、火災保険の主要な対象であった。しかも、外国会社は、本国での信用と担保力を武器に専ら工場物件を対象に活動していたから、火災保険協会にとって外国会社との協定は是非とも必要だったのである。

両者の協定は、きわめて順調に進んでいくかに見えた。しかし、4月初めにある紡績工場の契約について、協会側が一方的に料率を決定して外国会社に通告したことから、波乱を生じた。事前協議なしの一方的な措置に外国会社が反発したのである。¹⁹⁾それは表面的には、手続上の問題であったが、実際には相互の不信感に根差していた。この年4月の火災保険協会から協定会社金沢支店あての文書では、「外國会社ノ侵入ハ断ジテ面白カラザル儀ニ御座候間此際ハ不得止福井銀行者ノ請求通り来年三月マデハ同市最上ノモノハ壹錢五厘ニ止メ」と料率引上げの圧縮を認めたことが明かにされている。²⁰⁾

協会側は、外国会社の動向に神経を尖らせ、警戒していた。この事情は、協会側が引続きこの年夏にかけて倉庫料率の引上げを企てたのに對して、外国会社が引上げに反発する倉庫業者との契約獲得に動いたことから一段と強まっていた。外国会社は、協会の料率引上げを市場拡大の絶好機と考えていたのである。こうした背景から、明治41年12月には内外の火災保険会社による工場物件に関する料率協定は、廃止されることとなった。²¹⁾

もっとも、協会による協定料率維持の努力は一応功を奏し、その後しばらくの間保険料率は小康状態を保っていた。この間、明治41年に神戸海上が火災保険兼営を本格化し、名古屋、京都、広島、金沢などに出張所を設けて直接契約の獲得に乗り出していた。資本金500万円の神戸海上の進出は、他の新設会社とは規模・信用の面で格段の差があつただけに協会側も警戒を怠らなかつたが、41年5月には名古屋・京都などで、協会5社の継続契約が神戸海上に奪われるなどの事例が目立ち、その善後策が必要になるなど、潜在的には外国会社の進出と同様に競争激化の芽が育っていた。²²⁾しかし、全般的に見ると、神戸海上の営業方針は、「五会社の協定率を標準となし料率の維持に努むる等新設会社としては稀に見る所」と評されたように、同社の契約高が着実に伸びていたとはいえ、まだ直ちに激しい競争戦にはつながらなかつたのである。²³⁾

<相次ぐ大火の発生>

大火が相次いで発生したこと、火災保険協会による料率協定の維持を表面的には容易にしていた。大火の発生による多額の保険金支払の必要が生じたことから、各社は保険契約の獲得に慎重で無謀な料率引下げ競争へ走ることを抑えようとしていたし、再保険先に不安をかかえる新設会社が協会加盟企業を刺激するような行動をひかえたからである。しかし、大火の発生は反面ではそれによる保険金支払のために経営状態を悪化させた火災保険会社が後に拡販競争を引起す要因でもあった。

第4表 明治42年7月の大阪大火による損害額

	(1,000円)									
	罹災契約件数	同支払金額	再保険契約協定高	回収額件数	純負担額金額	純負担額				
日本火災	711	1,865	1,618	114	350	271	1,347			
東京火災	381	1,750	1,629	29	759	722	907			
横浜火災	260	763	691	13	46	38	653			
明治火災	205	704	624	36	132	115	509			
共同火災	193	756	612	53	190	145	467			
神戸海上	218	588	519	54	89	85	434			
帝国海上	411	320	241	0	0	0	241			
日本海上	139	255	215	6	6	4	211			
大倉組	39	233	198	0	0	0	198			
大阪火災	150	159	136	8	10	8	128			
米井商会	3	86	84	0	0	0	84			
東明火災	200	61	54	0	0	0	54			
合計	2,910	7,539	6,620	313	1,582	1,389	5,232			

出典)『保険銀行時報』441号、明治42年10月6日、p.11。

函館の大火から2年後の明治42(1909)年7月に起こった大阪北区の大火は、函館大火にまさる損害を保険会社に与えた。戸数1万1365戸、約37万坪を焼いた火災による総損害額

第5表 火災罹災率と保険料率(府県別)

府県別 罹災率	保 険 料 率									
	10.0 以上	7.0 以上	6.0 以上	5.0 以上	4.0 以上	3.0 以上	2.5 以上	2.0 以上	1.5 以上	1.0 以上
10.0 以上	北海道									
7.0 以上	山形		青森							
6.0 以上	富山 福井	神奈川 新潟	秋田							福島
5.0 以上			東京 宮城 山梨 栃木							
4.0 以上			群馬 茨城 千葉 岩手 長野 石川 静岡 鳥取							
3.0 以上				埼玉 大分 宮崎	鹿児島	徳島				大阪
2.5 以上					熊本		岐阜 岡山			
2.0 以上					長崎	三重 兵庫 山口	広島 高知 島根 福岡 愛媛	香川		
1.5							京都 和歌山	滋賀 奈良 佐賀	愛知	

出典)火災保険料は「既往の火災保険料」「保険銀行時報」336号、明治40年8月13日、p.11による明治26~35年の実績、府県別罹災率は、保険毎日新聞社編『大日本保険名鑑』による明治26年~大正4年の各年年頭現在戸数に対する罹災戸数比率の平均。

火災保険業における料率協定の成立過程

がち無理ではなかった。

しかし、大阪の料率が他の府県に比べて極端に割安であったことも事実であった。大阪では競争による料率の低下が著しかったのである。この点について協会が全く無自覚だったことは、後述のようにこの大火後直ちに大阪地区で保険料率引上げ案がもち上がったことについて『保険銀行時報』誌上で「無定見」と批判されたことからもうかがい知ることができる。²⁵⁾

第5表の料率は、明治26年から35年までのものであるから、大阪大火の時の実勢を示してはいないが、火災保険協会が設立され、協定料率を定める根拠になったといわれる。つまり、この10年間の平均料率は、当然のことながら協会の協定にも踏襲され、そのため、東京に比べて大阪の料率はほぼ半分であり、被保険者も当然のこととして低料率を要求していた。しかし、木造家屋が軒を並べ、道路が狭く水道が不完全であった点では、大火の危険は十分に予想できるものであった。42年の大火はこれを実証したのである。この大阪市場の特異性がのちの東西対立を生む基礎的な条件でもあった。

大火から1カ月後の明治42年8月末に、火災保険協会が関西方面の協定各社営業店に出した文書は、この点を「今般大阪市大火ハ所謂安全地ト称スル土地ニ掛ル最低保険料率ニ關シ火災保険業者ノ觀念ヲ動カスヘキ事由ニ有之御同様将来ノ営業ニ關シ大ニ考慮スベキ議ト奉存候、就テハ篤ト當会委員ニ於テ審議ノ上貴管内一部最低料率ヲ別紙ノ通り更定シ右通知到達ノ時ヨリ直ニ実施ノ事ニ決定相成候間右様御了承相成度御管轄代理店へハ夫々御所管店ヨリ御通報被下候様致度候」と述べていた。²⁶⁾

こうして改めて料率の見直しと引上げが図られ、火災保険各社は経営改善のために料率の維持を重視した経営方針を探ることとなった。しかし、その後も明治43年5月に青森大火(約7000戸焼失)、44年4月吉原大火(約6000戸焼失)、5月山形大火(約1000戸焼失)と相次いで大火が発生した。明治36年から昭和初めまでの火災による罹災戸数の推移は第6表の通りで、

第6表 火災罹災戸数の推移

(戸)

明治36年	30,570	大正4年	39,326
37	34,217	5	38,389
38	31,880	6	46,426
39	37,699	7	40,065
40	42,914	8	41,629
41	37,380	9	23,339
42	45,098	10	27,247
43	38,794	11	27,169
44	42,829	12	407,864
45	41,169	13	24,328
大正2	49,716	14	29,940
3	45,099	15	27,216

出典) 東京統計研究所調査「火災保険統計年鑑草案 其二」『保険経済』106号、昭和5年2月、p.123。

明治40年代から大正初めは火災による損害が急増した時期に当っていた。その後昭和初めにかけては関東大震災の年の大正12年を例外として急速に罹災戸数が減少したことと比べ、この時期は、大火が頻繁に発生したのである。これらの大火は、先の大阪大火に比べれば損害ははるかに小さく、たとえば吉原の大火では、神戸海上・共同火災・大阪火災の3社が170戸前後の契約について各社それぞれ15万円ほどの保険金支払を負担し、総額でも関係国内火災保険会社13社、純負担額79万円、外国火災保険会社4万円であった。²⁷⁾それでもこの年の保険料収入は、神戸海上が92万円、共同火災が124万円、大阪火災48万円であり、これと比べると、損害の大きさは際立っていた。契約の拡大よりも、契約の選択と損害率の改善のための料率引上げ・維持が、火災保険各社にとって是非とも必要な時代であった。この相次ぐ大火の発生は、豊国火災などの新会社設立を手間取らせるほど、²⁸⁾多くの火災保険会社の経営に打撃を与えたのである。

もっとも、このような火災保険業界の過当競争による経営の不安定さは、日本だけのことではなかった。ある調査によると、イギリスでは1861年から1911年の50年間に火災保険の営業を目的として登記された法人数は567であったのに対して、1911年に営業を続けているものは170に過ぎず、しかもそのなかには設立

から5年以内のものがかなり多かった。また、アメリカニューヨーク州でも1875年に許可を受けて営業を開始していた213社のうち、40年以上存続したのは69社であったと報告されている。²⁹⁾保険商品が十分に成熟しておらず、他の差別化などが進んでいなかったことから、火災保険業界では多数の企業が乱立し、浮沈を繰返すというのが当時の一般的な状況だったのである。

＜保険業法の改正＞

料率の改善に伴う新規参入と大火の発生による経営の動搖とは、火災保険業界に大きな弊害をもたらした。こうした弊害が生じた理由の一つには、保険業法の制度的な不備も影響していた。許可条件がゆるやかであるために経営的な基礎の不十分な新設会社が大火によって一挙に経営を破綻させたり、そのために保険契約者が保険金を受取れないなどの事態が生じていたからである。制度的な見直しが必要だったのである。

この保険業法の改正に先鞭をつけたのは、生命保険業界であった。生命保険協会は、明治41(1908)年2月に保険業法調査会を設置して検討を開始した。³⁰⁾この調査会の改正方針の一端を知ることができるのは、2月21日の調査会において、保険業法第16条に但書を付し、「但火灾、海上保険ヲ営ム会社ノ資本金ハ百万円以上タルヘキコトヲ要ス」と規定することを決議したことであった。³¹⁾この案は改正法に成文化されることはなかったが、実際の許可条件としては、明治44年10月に大蔵省が、人口10万人以上の市街地において設立される普通銀行の設立要件として最低資本金を100万円としたことと軌を一にし、零細な資本による新設企業の乱立を抑制しようとの意図を表明したものであった。

こうした動きを背景に明治45年に保険業法改正法が公布されたが、同法は、保険契約者の保護という観点から供託金制を導入するなど保険会社の乱立を防止し、不幸にして事業の継続

が困難になった場合の清算規定を整備し、包括移転の手続きを明確化し、合併手続きを簡素化することを通して、企業の合同・合併を促し、保険会社の規模の拡大による経営基盤の強化を図るものとなった。³²⁾

2. 二率協定の成立

＜競争状態の再現＞

小康状態を保っていた火災保険業界は、明治43(1910)年秋ごろから再び激しい競争にまきこまれていった。この間の平均料率の推移は、前掲第3表の通りで、43年ごろまで改善を見せていた保険料率は、以降反転下落し、大正5(1916)年までに明治43年の半分以下の水準になった。

競争状態再現の主因は、明治42年の東亜火災、43年の浪速火災、44年の福寿火災、東邦火災、日清海上火災、45年の豊國火災、東洋火災、帝国火災、大正2年の千代田火災と続いた火災保険会社の新設であり、加えてすでにふれたような神戸海上などの有力海上保険会社の火災保険兼営の開始、さらには外国火災保険会社の営業の積極化であった。新規参入は、料率協定によって市場環境が好転したことを背景としていたから、新設会社は、協定率をやや下回る料率を武器として契約獲得に積極的な活動を展開し、これをきっかけとして新設会社間の料率引下げ競争が、協定会社を次第にまきこんで進展し協会5社の中にも足並の乱れが生じた。

火災保険協会による協定は、先発の有力5社による協定であったから、新設会社が既設の中小火災保険会社と同様に協定への加盟を拒否すれば、アウトサイダーとなるこれらの会社の営業活動に対する統制手段を直接的には持っていないかった。この点は、協定成立時にすでに危惧されており、「第二流第三流会社を疎外せる所の協約が成立し、成立後幾くもなく破却したる歴史は既に再び三たび過去に於いて之を繰り返す所あり」と、加盟範囲を拡大すべきだと指摘されていた。³³⁾

経営基盤が固まり、資金力の充実していた有力5社にとって、その担保力の強さは、本来であれば被保険者の信用を高め、保険契約を獲得する上で好条件となる筈のものであった。従って有力5社だけの協定にもそれなりの合理性があった。しかし、こうした面についての被保険者(保険契約者)側の認識は不十分で、契約に関する料率以外の面でのサービスについても被保険者の関心を惹きつけるものではなかった。保険商品の内容についての差別化が進んでいなかった当時では、料率への被保険者の関心が高く、競争は料率引下げの泥沼状態を呈していたのである。

もちろん、間接的には、協会各社はアウトサイダーに対する再保険引受拒否という対抗手段をもっていた。すでに指摘したように、神戸市場の5社間の対立でもこうした手段が用いられ、激しい料率引下げ競争の裏側でも暗闘が展開した。しかし、こうした手段は損害率が十分に低く、再保険に出す必要性が少なければ有効性は限られてしまうものであった。従って優良物件を集めうる新規参入者には効果がうすいなどの制約があった。

しかも、大火が続いたことによって、保険金支払が重なっていくと、慎重な対応を見せていた各社のなかにも、中小の保険会社を中心に保険金支払によって生じた負担をしのぎ流動性を確保するために目先の収入保険料の増加を求めて、拡販の方針をとるものが多くなっていった。これも競争を激しくさせる条件となつた。

この競争の実態の一例は、5社の京都支店から送られた文書に生々しく残されている。

今ヤ進ンデ神戸海上ノ現状ニ及パンカ市内有数ノ物件ハ悉ク之ヲ掠奪セント企テ、十合、高島屋、大丸等ノ大呉服店ニ格外ノ低率ヲ申込ミ五社ヲシテ一指ダニ染ムル能ハザラシメ以テ幾十万ノ大契約ヲ独占セント欲シ或ハ絹糸、紡績会社ニ同一ノ手段ヲ以テ全部横奪ノ申込ミヲ為シ……團体契約ノ如キニ至テハ更ニ暴戾ノ甚シキモノアルヲ見ル。先頃郡部酒

造家ノ大会ヲ洛西松野神社ノ辺リニ開催スルヤ其経費ノ全部ヲ醸出シテ款ヲ通ジ低率ノ団体特約ヲ締結シ更ニ鉢鉢ヲ転ジテ京都市内ノ酒造家団体ニ及ボシ……狂風ノ荒ム所五社ノ物件地ヲ払フテ空シ……³⁴⁾

神戸海上の出張所設置をきっかけとして起きた協会5社と神戸海上との契約獲得競争は、明治43年秋には、神戸海上の激しい切崩しによって5社側が有力な契約先を奪われる事態を招いていたのである。『沿革史』の記述は当面の最大のライバルであった神戸海上の動向に注目しているが、この京都市場の混乱は、一面では京都は「安全地帯」と考えていた保険契約者たちが自ら損害保険会社を設立する代わりに、当初慎重な営業方針を探っていた神戸海上を動かして協会の高料率を免れようと策動していたこと、他面ではこうした需要側の動きに乘じた東亜火災の進出と外国会社の割り込みによって激化した面が大きかったようである。³⁵⁾料率引上げを「消費者の利益」に反すると考えた契約者による反乱という面があったのである。同様の事態は、広島、名古屋、静岡などの各地方でも生じていた。³⁶⁾

こうした競争の激化は、料率の低下と相次ぐ大火によって、新設会社などに大きな損失を与えた。火災保険会社の新設は、大正2年7月の千代田火災の営業開始を画期として一段落したが、それからしばらくの間、火災保険業界では混沌とした状況が続き、火災保険協会による料率協定の再建の道を求めて、業界が再編成される過渡期に当っていた。この再編成に当って、福寿火災と豊國火災という2つの新設会社がそれぞれ重要な役割を演じることになった。

＜福寿火災の参入＞

明治44(1911)年4月の福寿火災の営業開始は、激しさを増しつつあった競争状態に一層拍車をかけるものと予想された。とくに、大阪・京都を中心とした神戸海上・浪速火災などとの対抗に加えて、名古屋にも競争の火種が起きる

ことは火災保険協会5社にとって重大な問題であり、名古屋財界の有力者を連ねた福寿火災が、その人的・血縁的関係を利用して契約を伸ばすであろうと予想されていたからである。

福寿火災設立計画が煮詰まつた明治43年11月には、協会非加盟の4社（神戸海上・大阪火災・浪速火災・東亜火災）が神戸海上を中心とした4社間の料率協定に動き始めていた。京都市場で協会5社に激しく挑んでいた神戸海上は、その一方で料率引下げ競争の停止の方途を模索しつつあったのである。³⁷⁾ その営業基盤から見て、協定の内容は関西を中心とした地方的な料率協定だったのではないかと推測されるが、この4社の協定は、翌44年にはいって春先の市場閑散期に競争が一段落したことによって容易にはまとまらなかった。福寿火災の営業開始に加えて、近々設立が予定されていた豊國火災・千代田火災などの動向いかんによっては、4社協定そのものが意味を失うからでもあった。44年年頭の『保険銀行時報』は、この点について「唯関西特に名古屋大阪等に於て福寿豊國の行動上或は動搖を生ずる事なきやを恐るるのみ」と報じ、関西地方で競争が激化する可能性を指摘していたのである。³⁸⁾

実際、明治43～44年の市場の動向は、非協定会社の急激な進出のあとを如実に示していた。44年の下半期は、協定の成立後に属するからその評価は難しいが、第7表のように非協定会社のシェアの上昇と、協会5社の後退とが対象的であった。協定会社では、共同火災を除いて収入保険料は絶対額でも43年を下回ったのである。新設会社の福寿火災に注目が集まっていた理由は、初年度の同社が9カ月だけの営業で1.6%のシェアを得ていたことに示されていた。

他方、もう1つの競争要因となっていた外国会社については、44年にかけて料率の低下とともにあって営業活動を手控えたためであろうか、ようやくそのシェアの増加が一段落しつつあった（第8表）。協会5社や外国会社の側から見ると、市場の統制・自主的な協調の再建が望まれる環境が成熟しつつあった。

第7表 競争の激化（収入保険料とシェア）
(1,000円、%)

	明治43年度	明治44年度	伸び率
東京火災	1,606(19.8)	1,507(17.0)	△ 6.2
明治火災	1,348(16.5)	1,287(14.5)	△ 4.5
日本火災	1,147(14.1)	1,066(12.0)	△ 7.1
横浜火災	1,015(12.4)	963(10.9)	△ 5.1
共同火災	1,098(13.5)	1,241(14.0)	13.0
小計	6,214(76.1)	6,064(68.3)	△ 2.4
神戸海上	802(9.8)	921(10.4)	14.8
大阪火災	447(5.5)	479(5.4)	7.2
東亜火災	45(0.6)	298(3.4)	562.2
浪速火災	28(0.3)	258(2.9)	821.4
福寿火災	—(—)	141(1.6)	—
その他	627(7.7)	713(8.0)	13.7
合計	8,163(100.0)	8,874(100.0)	8.7

出典) 農商務省『保険年鑑』各年より作成。

第8表 外国会社シェアの推移
(1,000円、%)

	収入保険料	シェア
明治40年	1,174	14.5
41	1,795	18.1
42	1,945	20.0
43	2,394	22.7
44	2,516	22.3
45	2,274	20.3
大正2	2,531	22.1
3	3,721	30.3
4	2,635	22.4
5	3,448	24.4

出典) 前表に同じ。

＜火災保険同盟会の結成＞

協定締結への動きが本格化したのは、明治44(1911)年4月の東京吉原の大火後であった。この火災によって、神戸海上、大阪火災が大打撃を受けたことはすでにふれた通りであるが、料率引下げの弊害を是正する必要性を各社は改めて認識することになった。

そうしたなかで、火災保険協会では、5社協定の改訂と非加盟会社を加えた新協定の締結との2つの対策が検討されることになった。しかし、5社協定の改訂は、関西地区での非加盟会社への対抗上、地域区分、料率の水準等について容易に結論が出なかった。料率の引上げが必要であることは認められたものの、非加盟会社を放

任しては、ただ契約を失う結果に終るおそれが強かったからである。そのため、非加盟会社を含めた協定の締結が要請されたのである。他方、非加盟5社（大阪、神戸、東亜、浪速、福寿）側でも協会より15～20%安の料率による協定を独自に結ぶ動きがあった。³⁹⁾

こうした動きを受けて加盟・非加盟計10社による新協定締結の方針を提唱したのは、明治火災の原錦吾であったと伝えられている。この提案は実現が困難とみられていたが、⁴⁰⁾ 協会5社の意向をまとめた原は、非加盟会社のなかで最古参であった大阪火災に意見を打診し、これをきっかけに協会側と非加盟会社との折衝が開始された。しかし、福寿火災などの新設会社はこの協定への参加に当初消極的であった。⁴¹⁾ 新設会社の契約拡大に低料率は最大の武器であり、営業開始から間もない福寿火災にとって協定参加によってこれを放棄するのは、決断を要したからである。ただ、比較的穏健な経営方針をとっていたと評される同社は、後の豊國火災とは異なって、中京財界への影響力が大きいという潜在的な競争力の強さを備えていた。それが協定成立後に改めて大きな問題になることは、後述するが、原の熱心な斡旋に対応して、福寿火災は、無益な競争を回避する方向へと傾いていったのである。

こうして神戸海上、大阪火災、浪速火災、東亜火災と営業開始まもない福寿火災がようやく交渉のテーブルにつくことになった。協定会社の出身者であった大阪火災の香川、神戸海上の芥川、福寿の阿曾など「五大会社の要部に在て已に十分協定の味を嘗め来れる人々が、第二流会社や新設会社の経営に参するに當て其競争の弊の予想よりも甚だしきものあるに困却し期せずして内心此等の弊を矯むるの必要を痛切に感じつつありたる」ことも、協定締結機運を促したと伝えられている。⁴²⁾

数次にわたる交渉の結果、6月初めに大阪火災ほか協会非加盟5社は火災保険協会の規約に準拠した規約を制定して新たに火災保険同盟会を組織し、協会と協力して料率の安定に努める

ことになった。

＜二率協定の内容＞

同盟会の成立をうけて、火災保険協会と火災保険同盟会は、明治44(1911)年6月8日に築地精養軒に代表者が会合し、両者の提携の内容を協議決定した。このうち、同盟会規約については、火災保険協会の土屋豊吉書記長に具体的な細則の作成を委嘱し、制裁その他については、協会の規約細則をそのまま準用することとした。また、同盟会幹事は、創業順に6カ月交代で勤めることとなり、最初の幹事に大阪火災が選ばれた。同盟会の本部は加盟会社が関西に偏っていたことから当分大阪火災内に置くこととなつた。⁴³⁾

この会合で決定された協会と同盟会との関係に関する協定の主要点は以下の通りであった。

一、火災保険同盟会は協定に関する事務を火災保険協会に委託する事

一、保険料率其他重要な事項の制定、変更是保険協会、保険同盟会、両組合の委員会の合議を以て決定する事

一、保険料率其他重要ならざる事項の制定、変更若くは至急を要する事柄は火災保険協会に於て決定し之を火災保険同盟会へ通知する事

一、火災保険料率は予て現行火災保険協会の協定料率を標準とする事

一、火災保険協会加入の会社は現行協定料率を厳守し火災保険同盟会加入の会社は該協定料率を標準として一割五分以内の低減を爲し得る事

一、保険料率協定違反の制裁は現行火災保険協会の規定（協定料率二倍の再保険額）に依る事⁴⁴⁾

この協定の骨子は、協会側が同盟会5社に対して15%以内の割引料率で料率協定を結ぶことを認めたことであった。両者の提携によって、協会5社と同盟会5社の2つの協定が成立したことから、この時期は「二率協定」の時代と呼

ばれている。

もっとも、両者の関係には微妙なものがあつた。成立当初、この提携については、「協会と同盟会と名を異にするも事実は異名同体にして同盟会も本部を協会内に置き協会の書記長技師以下事務員一同之が事務を取り総て重要な協議は火災保険協会内に於て之を爲し只其の実行上料率を異にするのみにて双方の間に再保険の取り扱い契約の分配率等を定め事実上十個の火災保険会社一団体の下に同盟せるもの」と評されていた。⁴⁵⁾

この評価のなかで、前記の提携内容に明示されていない再保険については、同盟会各社から協会各社への再保険をつける場合には、協会の協定率に基づき、再保険手数料として15%を協会側から割り戻すこととし、他方、協会側から同盟会側に再保険を付ける場合には、料率は協会の協定によることとしたが、手数料の割戻しは行わない、というものであったと伝えられている。⁴⁶⁾料率の協定でも、再保険手数料でも、火災保険協会が、同盟会に譲歩したのである。営業規模の差、あるいは営業力の差があることがこの二率協定の基盤であり、同一の土俵での競争に無理があることを認めた形になっていた。

＜火災保険協会と火災保険同盟会の対立＞

しかし、そのことによって同盟会側が一方的に有利な条件を与えられたわけではなかった。協定成立については、次のような観測もあった。

同協定に対し当業者側の観測を聞くに、今回の新協定に付き最も利益を被るは先輩五会社と新会社中多少の歳月を経過し既に相応の基礎を得たる一二会社なるも、浪速、福寿等は創立日浅く自己の地盤を拡張するの唯一策となる料率競争の手段を執る能はざらしむる新協定を観迎すべきや識者を待たずして明かる処、然るに該交渉が世上伝へられ居る如く円満に進捗せるを事実とすれば、其裏面に何等かの消息ありと見ざる可からず、洩れ聞く処に依れば夫等不得策の地に立つべき新会社

は實際喜んで之に応ぜるにあらずして再保険その他に依り有力会社の圧迫を受け該協定に参加を余儀無くせられしに外ならず、然るに愈協定成立し料率を一定されんか新会社の営業難は当然の結果にして之が励行は維持を危くする恐ある場合に逢着すべく、茲に最後の手段として内密に協定率に反するの行動を執るべきは明なり⁴⁷⁾

つまり、同盟会5社の利害も必ずしも一致していないかったのである。とくに新設の福寿火災にとって、再保険契約の面での有形無形の圧力が協定加盟の要因となったことは、否定できないことに思われる。

そればかりではない。明治43(1910)年秋に表面化した京都市場での神戸海上の活発な営業活動によって生じた協会5社との相剋も未解決のままであった。とくに、新協定によって神戸海上が15%割引の料率を公認されたため、営業の最前線にいた各社の京都支店・出張所に不満が高まっていったのである。⁴⁸⁾

この問題について、神戸海上は、8月15日に東京で開かれた連合会において、同社の京都市場での特約を解除することを約束し、協会5社はその点を紳士協定と考えて事態を見守る態度をとることに踏み切ったようであった。しかし、8月25日付の協会5社の京都支店・出張所連名の協会あて文書には、この紳士協定を頼りとして、「今日神海ニ唯単ニ解除ヲ懲憲シテ以テ其自働的行動ニ委シ居ルガ如キハ百年河清ヲ待ツニ異ナラズ」と協会本部の処置の手ぬるさを激しく批判していた。⁴⁹⁾

事態を憂慮した明治火災支配人原錦吾は、9月中旬に神戸海上と交渉し、特約解除が進むまでの当面の間、神戸海上が特約を結んでいる全ての契約について、半額までを協会及び同盟会加盟各社が分担契約ができるようにすることでの合意し、ようやく事態が一度は収拾された。⁵⁰⁾しかし、その後も、この問題は尾をひき、特約の解除が進まないことから、翌45年に持ちこまれることになった。

＜二率協定と福寿火災＞

この間、明治44(1911)年秋から名古屋市場では福寿火災の躍進が問題となつた。開業初年度の福寿火災は、協定による料率面の制約が加わると、すでに紹介したように10社中では最も不利と見られた。しかし、同社はその設立の趣旨にそつて中京財界の人脈を生かしながら、地元の企業として急速に契約を伸ばし、その結果、予想に反して他社の営業活動を圧迫するほどになつた。その様子は、某火災保険会社の重役の談話として次のように伝えられている。

一方には福寿火災といふものが問題となつて居る、元来福寿火災は名古屋地方に勢力ある実業家に依て設立されたものであるから、従て愛知方面に於ける同社の信用はなかなか厚い、それで従来五会社側に契約して居つたものまでも福寿火災に糾合されるといふ勢ひで、此倒手を束ねて成行きに任せて置けば、自然同地方の契約は悉く福寿火災の掌中に帰して仕舞つて、他会社は勢ひ其陣営を撤し、相率て退却しなければならぬやうな悲運に相遇する形勢であるから、之れに対して同盟会側は勿論五会社側も多少自衛の策を講じなければならぬ⁵¹⁾

福寿火災の名古屋市場での急進ぶりは他社の羨望の的であり、契約を奪われた各社は、「福寿火災に対して其の活動上幾分の手心を施されるやう交渉も開始」した。これについての福寿側の反応についても同じ記事が次のような説明を紹介している。

福寿火災の方では何も自分の会社が悪辣の手段方法を以て、他会社の妨害になるやうな行動をして居る訳ではない、現在契約高の他会社に比して多いのも、無理に他会社の契約を奪ひつて来たものでもない、其大部分は先方から契約を希望して来た者で今日の有様は自然本社設立の目的に副ひつゝある者であるから、会社としては少しも疚しい所はない、且つ又他会社の事情も斟酌してそれぞれ再保

険も出さうとは思ふけれども、而も其場合最初に一割五分の手数料を呉れるといふことに過ぎないのであるから、再保険を出すのも詰らない、

このように福寿火災の参入を契機とする競争構造の変化のために、「兎に角今日の名古屋地方は、火災保険界に於ける問題の中心になつて居るやうな有様である」といわれるほどであった。福寿火災からみると、協定に違反した不正な方法で契約を獲得しているわけではないので、協会・同盟会の他社の主張には同意できないというのが基本的な態度だったのである。

もちろん、福寿火災は一方的にその立場を主張していたわけではない。この年9月22日には明治火災原支配人の斡旋により、「二率協定」の趣旨を生かし、次のような協定を結んでいた。

明治四十四年九月貳拾弐日拾会社会合ニ於テ明治火災支配人原氏列席ノ上左ノ申合セヨナス
名古屋市内ニ在ル保険ノ目的ニシテ福寿火災カ協定会社中ノ壱社若シクハ數社ノ契約ニシテ期間滿了後壱ヵ月以内ノモノヲ新タニ契約シタル時ハ

保険金五千円以上壱万円未満ナル時ハ其四分ノ壱以上ヲ前会社ノ再保険ニ附スヘシ、又保険金壱万円以上ノモノハ前会社ト折半分担ノ事トナスヘシ

福寿火災カ協会側会社ニ再保険ヲナス場合ニ於テハ実収保険料ノ差額ヲ手数料トシテ支払フ事ヲ妨ケス

以上⁵²⁾

つまり、保険契約について協定会社からの乗り換えが生じた場合、期間満了後1ヵ月のものについては再保険に出すことで、前契約会社にも収入を保証することとしたのである。

しかし、こうした措置にもかかわらず、前述のような福寿火災の契約拡大に脅威を感じた他社が一層の譲歩を求めていたというのが真相であった。それ故、福寿火災は、他社が営業活動

を自肅するよう申入れたのに対して強硬に反論し、それまで通りの営業方針で進むことを明かにした。問題の解決は、両組織が隔月で開いていた連合会に委ねられたが、先の神戸海上の問題も重なって時間を要した。⁵³⁾

その間、契約の減少に困った他社では名古屋市場で協定に違反した拡販に乗り出す動きが表面化した。11月中旬には協会・同盟会の10社を代表して東京火災名古屋支店と東亜火災名古屋支部が協会本部にあて、「當名古屋市内ハ申迄モナク管内各地ニ涉リテ協定乱調ノ傾向甚シク始メハ相互ニ猜疑スルモノトノミ看過致居候モ近来ハ事実上確認スペキ形迹少カラズ、誠意ヲ無視シテノ行動トテ的確ナル証迹ハ舉ケベキモノニモ無之只々内情ハ日一日ヨリ甚シク、今ニシテ矯正スルニアラザレバ亦拾取スペカラサルニ至ル」と状況を伝えていた。⁵⁴⁾

この文書は、さらに近日中に開かれる予定であった神戸海上問題に関する京都での会議のあとに各社幹部が名古屋に集るか、あるいはその京都の会議に名古屋の各社支店長ら幹部が参加するかの方法で、問題を検討し早急に解決するよう求めていた。「現状ハ到底文書ノ往復ニテハ相盡シ不申候」というほどに切迫し混乱していたのである。

<二率協定の修正>

こうして明治44年12月上旬に一週間あまり両組織の連合委員会が開催され、懸案の神戸海上問題と福寿火災の名古屋地方における営業活動の制限の問題が協議された。

その結果、神戸海上については、同社が同盟会を脱退して協会に加盟し、経過期間をおいて協会の協定料率に従うこととなった。12月の会合を前にして『保険評論』が協会側の要求について「神戸海上が以前に協会に加入しようといふをはねて置いて、同盟会組成後の今日に於て其根拠地に於ける料率を協会並にやれとはどうみても無理」と論評していた。⁵⁵⁾しかし、神戸海上は、この「無理」を受け入れたのである。

また、福寿火災については、2月18~19日に

10社の幹部が名古屋で会合し、連合会側の名古屋地方での福寿火災料率の引上げ要求（協会と同率）が協議された。その結果、福寿火災の主張も勘案して妥協が図られ、名古屋地方における同社料率の割引率を10%に止めることを申合せることとなった。⁵⁶⁾この申合せは、翌45年2月に協会・同盟会の提携協定の附帯申合書として締結された。⁵⁷⁾

その内容からみると、協会と同盟会の当初の協定では、すでに紹介した通り同盟会各社は15%の割引料率で営業することが認められていたから、新協定によって神戸海上はその特権を失い、福寿火災は料率の割引率について譲歩を余儀なくされ、それだけ競争力が低下することとなったのである。しかし、このような協定内容の修正によって料率協定の安定を図ろうとした努力も空しいものであった。45年に入ると春ごろから豊国火災の営業開始とともに再び激しい競争が展開されることとなり、二率協定はその実効性が疑われるほどになったからである。

3. 二率協定の形骸化

<豊国火災の参入>

難産のすえ明治45(1912)年2月末に開業した豊国火災は、協定に加わって他社と同步調をとることは新設会社としては不利であるとの判断から独自の料率を基礎に契約獲得に乗り出した。この豊国火災の動向について、協会本部は当初楽観していたようで、協定の立役者であった原は次のように述べていたと伝えられている。

敢て協定率が破れて競争烈しくなりたりと云ふにあらざるも大阪にては豊国火災新に起り安保険料を以て盛に勧誘し居れるより他会社も其影響を受けつつあるは事実なるも大阪以外の地方は何等の影響を受けて居らず却て安保険料は危険なりと思考し居れる位なり⁵⁸⁾

実際、45年度の火災保険市場は、1~3月期には各社とも「協定料率の励行に努め為めに一昨

火災保険業における料率協定の成立過程

廓清に緊要なりとの意味を語れり」との同業者の憤慨談を紹介し、「保険事業の性質を蔑視せる不埒の言語」と論評していた。⁶²⁾豊国火災は、かなり厳しい批判のなかに立たされていたのである。

しかし、関西市場を中心とした競争の激化の原因を豊国火災に求める当時の論調には、いくぶんの誤解も交じり合っていた。⁶³⁾すなわち、5月の『保険銀行時報』は、豊国火災が契約拡大の手段として小口保険を盛んに奨励していることを報道し、これが注目を浴び「時に他の誤解を招ける結果大阪朝日、大阪毎日、又は東京の帝国興信所内報の如きは之を普通の火災保険と思ひ違ひ」「屢々攻撃的記事を掲載するも事実は上述の小口契約を奨励する反動にして」と解説していた。⁶⁴⁾

このような火災保険協会の放任方針のために、年末にかけて火災保険料率は、名古屋で1000分の1、大阪京都で1000分の1.2、神戸で1000分の2と低下し、12月には1000分の0.8という低料率まで出現した。協定料率が1000分の5~6であったのに比べると、関西市場を中心に料率は半年あまりで5分の1前後に低落した。⁵⁹⁾後述するように、加盟を拒否する豊国火災に対して「自覚を待つ」と構えていた協会側のシェアは減少し、「減却せる契約は端から他の吸収する処と為り、更に新会社は起こりて愈々其の勢力圏内に進入して蚕食を縦にするの益々甚だしきに至れる」と報じられている。⁶⁰⁾

市場の混乱に対して、協定側は新設会社の営業方針が原因であると主張していた。とくに新会社のなかでもっとも有力とされていた豊国火災の営業活動が協定を無力化させた基本的な要因と論じられていた。こうした考え方は、当時の新聞や保険関係の雑誌等の報道にも如実に反映していた。たとえば『保険銀行通信』は、「火災保険界の混戦時代」と題して「殊に豊国火災の如きは関西に於ても、関東に於ても自由の活動を開始し、時に野猪的突進を敢てして止む処知らざるの状態」とその積極経営ぶりを紹介していた。⁶¹⁾こうした評価は、7月に豊国火災が協定への加盟を拒否して以降に一段と厳しさを加え、この年12月の『報知新聞』では、「関西の一新会社を支配する島某なるものは近時の料率低下を以て同業者の勉強なりとし暗に自社の新規契約高の増加を誇り且つ競争は事業の発展、

市場の混乱に対する対抗手段を呼起ことになったのである。⁶⁶⁾また、『保険評論』も豊国火災の経営状態に関する報道について、「火保界攪乱者の如く云為せらるゝ多くは為めにする者の伝ふる風説」と批判し、その「平均料率としては先ず千対五の割合を以て新契約を締結しつつあり」、「斯界の攪乱者の如く云為するは甚だいはれなき誹謗なり、特に其危険地に対する契約を警戒して手控へせざるが如き老練なる経営振りに至りては新会社として寧ろ讃嘆に値するもの」と、経営方針

の健全さを強調していた。⁶⁷⁾つまり、豊国火災への批判の一部は、同社の進出によって契約を奪われた同業の営業担当者等が協定による営業活動の制約を緩和する口実として、豊国火災の積極的な経営を過大に報告した面があったのである。こうした状況が豊国火災と協定各社との協調を困難にする基盤となつた。⁶⁸⁾

＜協定加盟の交渉＞

豊国火災に対する協定会社からの加盟交渉は、明治45(1912)年5月から7月にかけて少なくとも2度行われたようであった。5月下旬の報道によると、豊国火災が協定のアウトサイダーとして積極的な営業方針を取っていたのに対して、協定料率の維持が業界各社の共存共栄に不可欠だと考えた協定会社側は、協会か同盟会かのいずれかに豊国火災が加入して同一歩調を取ることを求めた。これに対して豊国火災は、協定会社の申し入れを謝絶し、自由行動を取るとの態度を明かにした。

安易に協定に参加することは、既存の火災保険会社を批判し、独自の営業方針を打出していた同社設立の趣旨に反すると考えられたからである。それだけでなく、「従来の例を以てすれば協会側は他をして協定に加入せしむる迄は真実提携を云々するも愈々加盟することゝなれば努めて其再保険を取ることを避け結局新加盟会社は利益する処少きを以て之れを知れる新会社等は其の加盟を悦ばざるものなる」と指摘されていたように、協定加盟が新規参入企業にとって営業の制約にこそなれ、実質的な利益に乏しいという現実的な判断も加わっていた。⁶⁹⁾

豊国火災の加入拒絶に対して協定会社側は、再保険の引受拒絶と大阪市場における協定料率の彈力的な運用で応えた。再保険については確証が残っていないが、『保険銀行時報』が6月下旬の社説で「豊国火災に忠告す」と題して、開業4カ月を経過しながら「同社は未だ再保険の取引を為す会社なく」、契約の総てを保有している現状を憂慮し、協定会社の攻撃に対して反発的行動でることを慎み、妥協の道を探すこと

第9表 明治45年度の新契約 (1,000円、%)

	契約保険額	出再保険額	比率
東京火災	258,343	62,909	24.4
明治火災	259,162	103,341	39.9
日本火災	331,482	154,671	46.7
横浜火災	167,027	65,675	39.3
共同火災	342,791	132,442	38.6
神戸海上	200,057	54,605	27.3
協会6社計	1,558,862	573,643	36.8
大阪火災	85,943	7,498	8.7
浪速火災	56,959	3,689	6.5
福寿火災	59,249	7,146	12.1
同盟会3社計	202,151	18,333	9.1
豊国火災	52,516	4,446	8.5
全社	2,102,541	609,282	29.0

出典) 前表に同じ。普通契約の年度新契約。

を勧告していたことは、こうした事実があったことを裏付けている。⁷⁰⁾

実際、この年の営業成績についてみると、第9表のように、豊国火災は急速に契約高を伸したもの、その再保険に付する比率が極端に少なく、協会加盟会社間の活発な再保険取引とは対照的であった。豊国火災は自由行動の代償として再保険面で不利な立場に立たされたのである。もっとも、同盟会加入3社も再保険比率は低かったから、協会6社による再保険面での差別待遇が存在したというのが実情を表現しているであろうが、豊国火災がその営業規模から見て同じクラスの会社が結成していた同盟会に加入しても、この点が改善される見込みは少なかった。その限りで、再保険取引面では加入の実質的メリットは少ないという評判も判断も間違ってはいなかった。

もう1つの対応策として、協会6社がとった方策は、料率協定の弾力化であり、この点については、明治45年6月25日付けで協会及び同盟会加盟各社大阪支店にあてて、豊国火災が「開業以来其営業振急進的ニシテ昨今ニ於ケル其契約料率ノ如キハ我協定ニ比シ著シキ差アリ為ニ旧來ノ諸会社ガ直接間接ニ蒙ル影響漸ク甚大ナラントスル実情」のため、「最早此保ニ協定率ヲ厳守シ彼ガ自由ノ跋扈ニ任カス訣ニ兼參候場

合モ少ナカラズト存候」と次のような措置を認めた。

一、豊国火災等協約団体以外ノ会社ニ対抗上不得已大阪市及堺市並ニ之ニ連続スル町村所在ノ物件ニ對シテハ、当分ノ内現行協定料率ハ合致セサル保険料ヲ以テ契約スルコトアルモ協定料率違反ヲ以テ目セサル事⁷¹⁾

このように協定側は、暫定的にではあったが、豊国火災への対抗手段として協定料率以下の契約を公認したのである。現場の声に同調したこの措置が、料率引き下げ競争に拍車をかけたことは疑いなかった。

＜豊国火災の加盟拒否＞

明治45(1912)年6月末に再び協定側は、豊国火災と加入問題についての交渉を行った。明治火災大阪支店長水沢謙治と共同火災大阪支店長広瀬耕治が協定加盟会社の代表として豊国火災社長島徳藏と会見し、「或程度の割引率を定めて協定に加入」することを正式に申入れたのである。⁷²⁾会見の席上、島社長は私見として「假令此際豊國のみ加入するも他に新設会社現はれ再び競争を演ぜは何等の効果なく根本的に協定率を維持するの途を講ぜれば永遠に紛争を絶ゆることなくして保険界の安全を期する能はず寧ろ主務省に向って根本的解決を求むるの手段肝要ならん」と述べたと伝えられている。⁷³⁾

7月10日に重役会を開いて対応策を検討した豊国火災は、加盟拒否を正式に回答することを決定した。その理由は、加入して同一歩調をとれば、拡販の手段を失って自滅のほかなく、しかも、もし加入したとしても当時計画中の新会社が協定加盟を拒否すれば協定に加入した意味がなくなるという判断からであった。⁷⁴⁾

豊国火災の加入拒絶の回答によって交渉は全く暗礁に乗り上げてしまった。7月16日に対策協議のために集った明治火災の原支配人、東京火災の中尾営業部長ら協会幹部は、協会と同盟会の二率協定を撤廃した新協定を締結することや主務省の命令を以て火災保険の同業組合を組

織することなどの改革案をめぐって協議したが、⁷⁵⁾とくに成案をみるに致らず、「彼等が協定加入するの必要を自覚するまで自然の成行に放任し、時期の到来を待つ外無し」と、当分成行きに任せることを決定した。⁷⁶⁾他方、豊国火災は8月に東京で懸賞募集を行うことを計画していると伝えられるなど、引続き積極的な営業活動を続け、⁷⁷⁾あたかも「緋威し鎧の武者振り勇ましく一騎駆功名に馳騁縱横なる」と形容されるほどであった。⁷⁸⁾こうして火災保険業界は激しい競争戦に突入して行った。

＜外国会社との競争＞

この年、火災保険業界の競争を激化させた要因がもう1つあった。明治44(1911)年にはいくぶん営業を手控えたと評価されていた外国会社の代理店が、45年のシェアの低下もあって、45年末から再び攻勢に転じたのである。

外国会社に対しては、工場物件を中心に再三にわたり内外保険会社の協定が試みられ、その改廃が繰り返されていた。明治41年末に廃止された内外協定は、翌年10月に新協定が成立して再建されていた。しかし、外国会社の進出をくいとめるために、内国会社側が代理店手数料の2割以内の割戻を認めたり、これへの報復として外国会社が再保険の引受拒絶や分担契約からの脱退などの措置をとったことから、45年ごろには新協定も空文化していた。その結果、同年11月には、工場物件に関する内外協定が廃止され、無協定状態となった。⁷⁹⁾45年から大正2(1912)年にかけて外国会社が収入保険料を増大し、シェアを回復したのはこうした理由に基づいていた(前掲第8表)。二率協定は、内に新会社との対立、外に外国会社との対抗という内外両面から動搖させられ、とくに内外協定が廃止された大正1年末以降、有力会社としても料率低下と契約減少の影響が放置できないと受取られるほど深刻な状態となっていたのである。

＜あとを絶たぬ大火＞

しかも、料率協定が動搖したこの時期に、大

第10表 大阪南部火災(明治45年1月16日)

会社名	罹災契約高	ウチ再保険	損害填補額	支払終了額	再保険回収額	純負担額	再保険比率	(円, %)
東京火災	130,350	36,195	81,087	76,000	22,173	58,814	27.3	
明治火災	46,900	15,490	17,747	15,490	1,834	15,913	10.3	
日本火災	117,400	26,100	85,907	83,619	14,083	71,824	16.3	
共同火災	127,475	44,030	90,050	88,450	27,757	62,293	30.8	
横浜火災	41,600	8,300	32,656	30,640	8,300	24,356	25.6	
帝国海上	28,695		21,457			21,457	0.0	
日本海上	54,800	1,000	36,887	34,487	474	36,413	1.3	
大阪火災	83,950	9,400	67,355	66,355	2,645	64,710	3.9	
神戸海上	212,000	97,250	186,045	171,101	85,742	100,303	46.0	
東明火災	3,490		1,768			1,768	0.0	
東亜火災	265,400	3,000	53,757	51,701	16	53,741	0.0	
浪速火災	166,300	1,500	137,647	137,647	600	137,047	0.4	
福寿火災	62,150	5,000	51,895	50,804	5,000	46,895	9.6	
東邦火災	2,400		2,062			2,062	0.0	
日清火災	25,750		24,735			24,735	0.0	
小計	1,368,660	247,265	891,055	822,092	168,724	722,331	18.9	
外国会社	39,650		32,616	11,438		32,616	0.0	
合計	1,408,310	247,265	923,671	843,529	168,724	754,947	18.3	

出典)『保険評論』5巻2号、明治45年2月、p.43。

火が引続きあとを絶たなかつたことが協定再建交渉に微妙な影響を与えることになった。

明治45(1912)年1月16日には、2年前に市内北部の大火で大きな損害を出した大阪で、今度は市内南部が大火に見舞われた。この日午前1時頃に難波新地の百草湯の煙突から出た火の粉が近くの貸座敷遊樂館の屋根に落ちてたちまち燃え広がり、午後零時20分の鎮火まで半日あまりで、南区一帯1万8000戸ほどのうち4053戸に延焼した。⁸⁰⁾農商務省商務局の調査によると、各社の負担額は第10表の通りであった。

罹災戸数4000戸余りのうち契約件数は715件であったが、保険金総額が90万を超えて、そのうち積極経営が注目されていた関西基盤の神戸海上と浪速火災の負担額の大きさが目立っていた。それに比べれば、有力5社の負担は小さく、規模の差による契約構造の差異を示唆していたのである。

しかも、有力5社(東京、明治、日本、共同、横浜)と既に火災保険協会加盟が決っていた神戸海上は再保険による回収額の比率が大きいのに対して、同盟会および非加盟会社は再保険による回収がほとんどなく、大半が自己保有の契

約であったことも特徴であった。この点は、再保険取引における差別的な待遇として、協定再建に際して中堅以下の各社が種々問題とし、不満を表明していた事態が現に存在したことを、明白に示していたといつてよいであろう。

契約獲得のために無理を強いられ危険の大きい契約も採取せざるを得なかった中小各社は、再保険市場での圧迫のため、保有比率をやむなく高めざるを得なかった。そのために、一端大火がおきると、その打撃をまともに蒙らなければならなかったのである。

こうしたなかで、明治45年3月には東京深川の日本製鋼や洲崎廓など1200戸が全焼する火災が発生し、約13万円の保険金支払いとなつた。

火災の規模に比べると保険金額が少なかったことは、廓など最も危険とされていた地域であったためであろう。明治火災など有力会社が比較的負担が大きかったが、それは工場物件によるものであった。⁸¹⁾その限りで、契約獲得に際して各社が量的拡大に闇雲に走り出していたわけではなかった。しかし、そうした自制も、豊國火災の加入拒否により協定の再建が遅れ、

火災保険業における料率協定の成立過程

第11表 東京神田の大火(大正2年2月)

会社名	件数	損害額	実損額	(件、円)
東京火災	172	320,000	210,000	
明治火災	102	280,000	110,000	
日本火災	58	125,000	52,000	
横浜火災	130	230,000	110,000	
共同火災	180	420,000	160,000	
大阪火災	110	120,000	90,000	
神戸火災	80	180,000	100,000	
東亞火災			12,500	
浪速火災	77	118,100	97,850	
福寿火災	70	73,000	60,000	
東邦火災	30	51,000	47,000	
東洋火災	30	60,000	50,000	
豊國火災	100	150,000	110,000	
帝國火災	50	80,000	51,000	
帝國海上			60,000	
日本海上			50,000	
東明火災			50,000	
日清火災			40,000	
大倉組			100,000	
ニュージーランド			23,000	
常盤商会			22,000	
米井商会			5,000	
酒井商会			20,000	
サン火災			50,000	

出典)『保険銀行時報』609号、大正2年2月27日、p.14。

競争状態が続くにつれて怪しくなっていった。

大正2(1913)年2月には、洲崎の大火を遙かに上回る大火が東京神田で発生した。東京神田区は、明治25(1892)年にも大火があり、学校や下宿屋など木造の大建築が密集する危険地帯として契約に慎重な態度がとられていた地域であった。しかし、「近来競争の結果漸く危険を無視して契約するの風を生じ」ていたため、この大火は、多くの火災保険会社に保険金支払の負担を課すこととなった(第11表参照)。⁸²⁾

有力会社だけでなく、大倉組以下が代理店となっていた外国会社をもまきこんでいたことに特徴があり、競争が外国会社の普通物件進出という新しい局面を示し始めていたときにこの大火が発生したのである。しかも、その実損額を基準にした場合、福寿、豊國あるいは浪速などの新設会社の負担額は、市場シェアに比べて遙かに大きかった。たとえば福寿火災は、この大火による保険金支払が原因の1つとなって、大正2年度には大幅な赤字となり、同年末には阿曾支配人の辞任をはじめ経営陣を一新するなどの経営再建を迫られることになった。⁸³⁾

この神田の大だけではなく、この年には報告されているだけでも7件に達する大規模な火災が発生し、各社はそれぞれ大きな影響を受けた

第12表 大正2年の各地大火と損害額

	沼津	深川	横浜	静岡	日暮里	函館	武生	合計
東京火災	23,900	12,440	30,100	5,600		8,000	35,000	115,040
日本火災	32,500	8,593	13,250	500			3,150	57,993
横浜火災	20,000	4,000	8,000				2,800	34,800
共同火災	5,300	4,300	23,000	1,500	500	5,200	67,500	107,300
福寿火災	30,000		12,000					42,000
浪速火災	9,000	9,000	8,000		500		10,000	36,500
東邦火災	10,000		6,000					16,000
東洋火災	5,000	2,500	4,000		3,000		30,000	44,500
帝國火災	20,000			3,000				23,000
大阪火災		3,000	4,000				4,150	11,150
神戸海上		3,000					3,300	6,300
豊國火災		800	16,000				800	17,600
明治火災					7,000	16,000		23,000
合計	155,700	47,633	124,350	10,600	4,000	20,200	183,900	546,383

出典)『保険銀行時報』611号、大正2年3月13日、p.12、『保険評論』16巻4号、大正2年5月20日、p.53。

注) 武生の合計には、その他11,200円を含む。

(第12表)報告の精度が一樣でないなどの限界はあるが、各社の営業基盤の相違などによって、その影響はさまざまであったが、少なくとも沿津の火災による多額の支払のため、福寿火災の保険金支払負担は、この年、有力5社と大きな差はなかったのである。

こうした大火による損害率の上昇が、相互に強い不信感を抱きながらも業界各社が協定成立に熱心だった理由であった。そして、担保力が脆弱な中小会社が、これ以後再三にわたり協定成立のためにさまざまな提案を試みるなど積極的な動きをみせる一方、負担が相対的に軽かった有力会社はこれに冷淡だったのである。この対照が、以後の協定交渉に重要な意味を持つことになった。

4. 新協定への模索

<大阪地域協定の提案>

豊国火災の新規参入によって頂点に達した大阪を中心とする競争は、大正1(1912)年11月に新しい局面を迎えた。

かねてから競争の激化による料率の低下がもたらす弊害を訴えていた『保険銀行時報』の社主曾根季作が、大阪地方の有力会社の幹部に乗り出したからである。豊国火災の行動に批判的な報道が多いなかで公平で中立的な立場を守っていた同社の報道姿勢から見て、曾根はこの幹旋役には適任であった。協定案起草までこぎ着けたこの試みは、後に明らかになるように明治火災によって握りつぶされることになる。そのためか、『沿革史』では全くふれられていないが、アウトサイダーであった豊国火災の対応を転換させ、協定締結への流れを変える重要な事件であった。

11月8日に大阪北浜の日本ホテルに在阪の各社本支店出張所の幹部を招待して晩餐会を開いた曾根は、出席した各社幹部に競争を続けることの弊害を説き、「兎に角此際大阪に於ける協定だけにても円満に実行したし」と大阪における地域協定の締結を提案した。曾根は料率協定

が全国的な規模で実行されることが必要であることは十分に認識していたものの、目前の料率の低下を食い止めるためには、競争の火元になっている大阪市場での協調が一刻も早く実現されることが不可欠だと考えていたのである。⁸⁴⁾

この提案に対して、豊国火災を除く各社の出席者は原則的に同意した。協定に加盟していた10社は、料率協定の再建の必要性を認め、その方策を模索しつつあったからである。曾根の提案の半月ほど前、火災保険協会は、協会・同盟会加盟10社の各地の営業店に対して、「料率ノ乱調ハ其影響スル處深甚ニシテ延イテハ会社存立ノ基礎ニモ及ボシ候儀ニ有之、下記両会委員ニ於テモ深ク憂慮被罷在其救済ノ方法ニ就テモ切々講究致居候次第ニ御座候処、差当リ両会加入十社ニ於テ互ニ連絡ヲ保チ歩調ヲ整ヘ相倚リ相助ケ是等団体以外ノモノニ対抗スルコトハ大ニ有効ナルベキヤニ被存候……」と、対策を本部で検討中であることを伝えると同時に加盟会社に対して共同歩調をとることを指示していた。⁸⁵⁾ 豊国火災の営業を放任し、料率協定の運用を弾力化するという協定側の方針は完全に破綻していた。

他方、豊国火災から出席していた中村契約課長は、曾根の表現を借りれば「只独り豊国火災の中村氏は頗る迷惑さうな態度を以て吾会社は囊に火災保険協会よりの交渉ありたるに対しても其際何等具体的要領を以て判然たる返答をもせざりしことなればと頗る曖昧なる挨拶なり」という態度をとり、協定に消極的であった。⁸⁶⁾そのため、曾根は豊国火災を除いた各社で協定を結び豊国火災がこれに競争を挑む場合は断固たる態度で臨むという考え方を明かにした。これに対して日本火災や共同火災の代表者が豊国火災の中村課長に同社幹部と協議の上改めて回答するように求め、曾根に対して豊国に対し説得に当ることを要請した。

こうして結論を後日に委ねて第1回の会合は散会した。

協定各社の依頼を受けた曾根は、豊国火災の

島社長以下幹部と会談して協定の必要なことを説明したが、その結果、豊國火災はこれまでのいきがかりを捨てて協定締結の提案を受け入れることを表明した。そこで11月13日に再び関係各社の代表者が会合し、協会から共同火災、同盟会から浪速火災、新会社から豊國火災を起草委員に選出して協定の起草にはいった。協定案は、26日には各社に配付されたが、その骨子は、協定地域を大阪府・和歌山県・奈良県とし、協定料率を3等に区分して協会の協定率より1割、1割8分、2割5分の割引を認めるというものであった。

<明治火災の反対>

協定案を受取った各社はそれぞれ社内で検討の上、11月29日に会合して最終的な意見の交換を行うこととしたが、同日の会合は、予期しない展開となった。協議に先立って、東京火災と明治火災の代表者が東京の本社との協議が必要であることを理由に会議の延期を求めたからである。そのため、12月3日に会合を延期したが、それにもかかわらず3日の会合には東京火災が東京からの回答が無いとの理由で欠席し、事実上協議に入れなかった。

東京火災・明治火災の態度に他社は不快感を禁じ得なかったようであるが、とりわけ全社挙げての協定であることを理由に交渉の場に引張り出された格好となり、協定の起草にあたった豊国火災の原田卯七郎は、その不誠実な態度に対して次のような発言をしたと伝えられている。

従来先輩会社は吾社に対し、吾社は誠意なしとか無謀なりとか、種々なる罵言を浴せ掛けて居ながら、今回の協定に対し吾々を起草委員にまで推薦し置き、而も今日の場合となって今更らの如く協定案を議決する権利なしとは、是れ何たる言條ぞや、何たる前後矛盾せる行動であるか、此の場合彼等本社が彼等に対し果して如何なる命令を発したるか、其内実は之れを窺ひ知ることが出来ないけれども、兎に角無謀の競争の各社に取って不利

なるは言ふ迄も無い、されば各社協同して円満に解決を告げ、各自が引合ふ程度に協定料率を定むるに、何んの異議異論があろうか、好しスかる議論は之れを第二とするも、彼等両支店は何等の権利無きにも拘らず、是れ迄吾々に対して権利を有するかの如く装ひたるものであるか、起草委員を選挙した如きも畢竟吾々を欺く一時の手段に外ならなんだのであるか、之れ予の最も追究せんと思ふ処である云々⁸⁷⁾

協定の成立を望んでいた他社は、東京・明治2社の態度が定まるのを待つため、会議を再び12日に延期し、12日の会議では協定案の3等の区分を1割引と2割引の2等の区分にする修正案で合意したが、依然2社の態度は不明確なままであった。⁸⁸⁾ 事態は進展のないまま年末となり、12月29日の会議も2社が態度を明かにしなかったため流会となり、遂に越年の交渉となつた。それでも関係者の多くは協定が円満に成立すると考えていたと言われている。

しかし、大正2年1月8日に開かれた会議の席上、協定案について同意を求められた明治火災の代表者は、「元来火災保険の料率協定なるものは、その性質に於て一二地方を限り之れを為すべきものに非ず」という見解が本店から指示されたことを明かにし、「遺憾ながら今回の協定決議には参加すること能はず」と言明したのである。この指示は、同社支配人の原錦吾によるものだといわれ、原支配人は、この試みを「児戯に等しき行為にして取るに足らず」と諷評していたという。明治火災の協定不参加は、同社の市場での競争力を考えれば、協定そのものを無意味化するものであった。自ら業界のリーダーを自認していた明治火災は、そのリーダーシップの枠外において大阪主導で進む協定再建の試みを握りつぶそうとしているようであった。こうして2カ月あまりを費やした大阪地域協定の交渉は、明治火災に対する強い不信感を残しただけの徒勞に終った。

もっともこの交渉が全くの徒勞だったわけで

はない。3月20日、日本火災と共同火災を中心になって大阪地方の協定がともに成立したからである。⁸⁹⁾この協定には、先の交渉経過から協定会社に強い不快感を表明していた豊國火災も参加したが、明治火災と帝国火災が調印を拒んだため、部分協定に過ぎなかった。そのため、協定の効果も限られ、この後も繰り返し協定再建がさまざまなかたちで試みられることになった。

＜火災保険組合設立案＞

大正2(1913)年に料率の低下は一層進んだ。『保険銀行時報』の伝えるある調査では、同年中に大阪・名古屋両市において火災保険協会加入6社が獲得した契約のうち、協定料率の半分以下で契約しているものは、大阪で23%、名古屋で47%に達しており、継続契約に関する収入保険料の前年比は、大阪で48%減少、名古屋で56%減少となり、最低料率も木造建築物で1000分の0.5という有様であった。⁹⁰⁾料率協定は全く形骸化していたのである。

大正2年10月、こうした状況の打開策として関西に本社をもつ同業者から新たに火災保険組合設立案が提唱されるに至った。この年10月13日、共同火災、神戸海上、豊國火災、日清火災、大阪火災、浪速火災、福寿火災ら7社代表が、関東の同業者を歴訪し、重要物産組合法に類する法令の制定を前提として火災保険組合を組織し、強制加入による業界の統制、協定の励行を実現しようと提案した。この提案は、再保険の専業会社であった日清火災吉田長敬専務が主唱したものであったが、協定加盟交渉に際して、豊國火災の島社長が私見として提示したものとの同一の方向のものであった。⁹¹⁾

これに対して、関東各社は国内協定と内外協定の双方の再建が必要と考えていたこともあって消極的であった。とくに明確な反対意見を述べたのは明治火災の阿部泰蔵であった。内外協定の再建のために渡英中であった原支配人に代わって関西7社の代表と会見した阿部は次のように述べたと伝えられている。

之れが尚ほ火災保険業の極めて幼稚なる時代でもあれば免も角、既に各会社が独立の經營を以て、事業の基礎を鞏固にすべき程度に発達して来た今日に於て、故に政府の力を借り、法の束縛に待つて保険料率の維持を計らうなどといふことは、斯業の面目を傷くるも亦甚しいものである、今日の如き惡競争の弊を矯正して料率の正鵠を保つために協定を行ふのは可いけれども、之れを行ふには同業各自の誠意を以て、斯業の本領を没却し、斯業の面目を傷けざる適當の方法を講じなければならぬ、徒らに官の干渉を迎へ、法の束縛を受けんとするが如き、斯様な野蛮的の案に同意することは出来ない。⁹²⁾

つまり、明治火災は公的介入を許すような組合法制定ではなく、同業者間の自主的な協調を主張したのであった。それ自体は正論であったから関東側ではこれに同調するもの多く、関西7社の代表が提案してきた重要物産組合法に準ずる法令に基づく強制カルテル結成案は、撤回されることになった。⁹³⁾

しかし、協定再建の意見も強かったことから、各社は協議の末に10月20日に、明治、東京、横浜、豊國、大阪、東邦、千代田の7社を特別委員に選んで、具体案を作成し協議会を開くこととした。関西側の提案の主唱者であった日清火災が委員の選にもれたことが、この具体案がどのような方向でまとめられていったかを示唆していた。『沿革史』には、具体案作成に当たって各社から提出された参考案が例示されているが、興味深いのは、大阪側各社共同案では、その第1項で「協会ニハ会長一名理事式名ヲ設ケ保険会社ニ関係ナキ名士ヲ選定嘱託スル事」と定めていたことである。大阪側の明治火災への不信がにじみ出た内容であった。⁹⁴⁾

このような案をたたき台にまとめられた「火災保険組合規約案」は、11月初めに各社に回付された。全文21条・付則5条からなる規約案の骨子は、「各地に於ける料率の制定並びに共同の利益を図る爲に、『火災保険組合』を組成して自

治統制機関たらしめ、その目的達成の爲に、一萬円の信認金を積立てさせること」にあった。⁹⁵⁾また、規約案では、加盟会社が契約している物件について保険契約を結ぶときには予め同意を必要とすること(第10条)、加盟会社の従業員を解職後6カ月以内に他の加盟会社が雇用する場合には当該会社の同意を必要とすること(第11条)なども規定されていた。⁹⁶⁾

以上の火災保険組合規約は、11月18日の総会に付議され、会名が日本帝国火災保険組合となり、理事長、理事の規定が追加され、経費の負担が各社の収入保険料による按分から各社平等に変更されるなどの修正が施されて可決された。

協定案として最終的に報じられた内容は次のようなものであった。

- 一 協定率は一定のものとし地方に於ける各社の事情に依り組合の承認を経て割減を行ひ得ること
- 二 協定率を破りたる会社ありたる時は之が制裁として一千円以下の罰金を課すこと、而して屢々協定違反を敢てする会社に対しては最後の制裁として組合より除名し爾後会社と再保の取引を為さざること
- 三 協定違反の会社に対しては右の制裁を加ふると共に協定違反の契約を為せし社員を解雇し該社員は永久何れの組合会社にても雇用せざること
- 四 組合会社が協定に違反せしか否かは事實を調査して決定するは勿論なるも実証挙らざる時は組合会社四分の三以上出席の会議に於て其の四分の三以上の多数決に依りて違反事實の有無を認定し其の認定せられたる会社は之に服従すること
- 五 組合は本部を東京に置き順次枢要の地に支部を設置すること
- 六 組合には理事長一人、理事五人を置き其の任期を一年として組合員之れを選挙し組合の事務を処理せしむると共に書記其の他の職員に対し任免點跡を行はしむること⁹⁷⁾

総会はこれを仮決議として外国各社に提示し、内外の協調を実現することによって、組合の結成を推進する方針を決定した。部分的に料率に関する弾力化条項(1割以内)を設けて競争力格差に対応する一方、制裁に関する規定を設け、さらに上記資料には明示されていないが、手数料・紹介料なども協定するというかなり完備した協定であり、内容的にはのちの大日本聯合火災保険協会の協定の原型となるものであった。こうして、内国会社全社を結集した日本帝国火災保険組合の結成がようやく実現しようとしていた。

しかし、この案も、再び明治火災の反対で棚上げとなってしまった。内国会社は、外国会社との取引関係のあった明治、東京、横浜の3社が代表して交渉にあたり、国内の外国会社支店代表者の同意を原則的には得ていた。最終的な合意のためには本国の本社との直接交渉が必要であり、その具体化をはかろうとした矢先に、渡英中の原錦吾から、ロンドンで交渉中の工場料率についての内外協定の成り行きを確かめたうえ、原の帰国後まで組合結成を見合わせるよう要請があったことが理由であった。⁹⁸⁾組合結成の準備は中断された。

渡英中の原がどのような交渉を行っていたかは、『沿革史』が当時ロンドンから送ってきた原の書簡を詳しく紹介しているところから知ることができるが、原の努力によって工場料率の協定がすでにまとまりつつあり、その詰めの段階がちょうど国内の組合結成の動きと同時進行していた。通信事情を考えれば十分な情報を原が得ていたとは考えにくく、原も最終的には組合問題への対応を東京に一任し、自らは工場物件以外の倉庫や普通家屋等を含めた包括的な協定の可能性を打診するなどの水面下の努力を続けたが、これについてははかばかしい成果をあげ得なかった。⁹⁹⁾ そうしたなかで、明治火災は組合結成に「待った」をかけたのである。

外国会社との協定問題が表向きの理由であったが、『保険銀行時報』は、「契約者の希望によつて契約先が変更される場合は、新契約を得た加

盟会社は前契約会社に対して6割以上を再保険に出すことが定められていた」など、東京側が起草した規約には「横暴極まる規定」があり、「東京側に果たして協定を成立実行せしめよう」という誠意があったかと疑問を呈している。前年からの経緯を考えれば、明治火災の一方的な態度は疑いを受けるに十分な理由があったといつてもよい。前述のように大阪側が理事長を業界外に求めるなどを共同提案したことからも知られるように、有力会社は協定締結に熱意を欠くとみられていたのである。¹⁰⁰⁾

協定実現を期待していた関西方面の同業者の落胆は大きく、名古屋支部から協会本部には、11月25日に「当地同業各社ハ一日モ早ク其成立ヲ熱望致居候処、仄カニ聞ク処ニ依レハ外国会社加入問題ノ為メ行惱ノ姿ニ陥リ候趣、實ニ千秋ノ恨事之ニ過キズ候」と、協定不成立への不満を述べ、「此際応急的救済策及本協定ノ準備行為トシテ、内地会社ノミニテモ申合セノ成立致候様御配慮被成下度」と外国会社問題とは切り離した解決を求めた文書が届けられた。

また、神戸支部は11月27日に「当地同業者ハ其速成ヲ熱望致居候処、仄ニ聞ク処ニヨレハ外国会社加入問題之為メニ決定行惱之姿ニ陥リ候趣、誠ニ痛恨之至リニ不堪候」として、独自に地方協定を締結すると通告してきていた。¹⁰¹⁾

協会本部の決定に強い失望が表明され、原錦吾に「児戯に等しい」と評された地方協定を各地支部は模索していた。それは、結果的には協会の指導力を弱体化させることになった。

＜地方協定の試み——福寿火災を例として＞

大正3(1914)年にはいって、新協定を成立させるための試みが断続的に続けられていった。浪速火災支配人早川平四郎や、共同火災関西営業部支配人広瀬耕治がそれぞれ提唱した地方的協定、部分協定もその例であったが、ともに実効のあがるほどの成果を結ばなかった。¹⁰²⁾

例えば、名古屋市場では、大正3年春には、「同業者間に協同会なるものを設け、明治東京共同日本横濱神戸福寿帝国の八代表会社を一級と

し他を二級とし、一級の料率を千分の三に、二級を千分の二半に引上げ、差別的階級料率を設け僅かに同業の歩調を整へ、本三月より一級は三半、二級は三に引上げ、尚二級会社の為めに場合に依りては同率の一割引を許すことに折合ひたる」と報じられているように、兎も角も協定の形が整えられた。この協定は、その後、「豊橋における公衡に対する分擔契約上の紛擾に次ぐに神戸火災と豊國火災との保険目的物争奪の物議を招くなど相次いで問題を生じたものの「僅かに事なきを得て今日に至れり」という状態であった。¹⁰³⁾

福寿火災の立場から見ると、この内容は、火災保険協会加盟6社と同一料率を受け入れた点で一段と厳しい譲歩を強いられたものであったが、それだけ協定再建への希望が強かったのである。

しかし、この協定もこの年秋以降の契約の繁忙期に入ると同時に「先ず二流会社より協定率を破壊し一流会社に向かって挑戦的態度に出でしかば一流会社も亦看過し得ず之に応戦し無謀なる競争を開始するに至り……昨今料率は殆んど減茶減茶の状態となり甚だしきに至っては熾に見越し契約をなす等の乱暴を敢てしつつあり」といわれるほどになった。¹⁰⁴⁾

翌大正4年春にも再び有力6社による料率の申合せが成立したが、「……近來火災少なきと不景気の為め新契約の不振は勿論旧契約の継続すら減少する状況なるより一層競争激烈となり今春料率の申し合わせを為せる旧六会社支店側も新会社の為め旧契約を奪われる結果余儀なく料率を低下することとなり……」といわれ、その原因が新設の「千代田火災支店が本社の方針により容易に協定に参加」しないこと、協定について各社間の相互不信が蔓延していることが指摘されていた。¹⁰⁵⁾9月にも状況に変化はなく、「東京海上及び千代田火災の如きは旧会社に対し挑戦的態度に出で協調料率の破壊に努めたる結果道がの旧会社も自衛上協調料率を固守し得ずして結局最近に於いて斯界の料率は殆ど減茶苦茶となり收拾し能わざる混乱状態に陥れる」

と、伝えられている。¹⁰⁶⁾ここで問題となっている東京海上や千代田火災の積極的な営業活動は、全国的な協定再建問題を紛糾させる新たな要因でもあったが、そうした余波を受けて、地方協定の効果は小さく、料率の改善は十分には進展しなかったのである。

＜新協会創立への提案＞

この間、火災保険協会では、帰国した原を中心の大正3(1914)年4月下旬から外国会社との交渉が開始されるとともに、¹⁰⁷⁾東京、明治、日本、横浜、共同の5社を新協会創立委員として具体策の検討がはじめられていた。これまでの大阪の地方協定が同盟会や新設会社などが中心となって作られた案であったのに対して、この時には火災保険協会の創立メンバーである有力5社が新組織についての具体策の協議を推進することになったのである。¹⁰⁸⁾

新協会創立委員は4月下旬に各社の特約の状況を調査するなど準備を進め、7月初めに新協会創立の案をまとめた。新協会は委員会社5社を発起人として、7月19日に創立総会を開いて一切の必要事項を決議して設立されることとなり、7月13日に協会案等が各社に送付されるとともに、18日に準備的協議会が開かれた。¹⁰⁹⁾発起会社は、新協会設立の必要について同業各社が十分に認識しており、機が熟していると判断し短期日に設立に持ちこめると考えていた。

しかし、7月18日に築地精養軒で開かれた準備的協議会は、発起会社の予想を裏切って大荒れとなった。総会議案についての予備的な協議を目的としたこの会合は、原案に対する修正意見が出てまとまらず、また新参入の千代田火災や火災保険の兼営を3月に開始したばかりの東京海上から質問が続出し、午前11時に始まった会合が夜11時に至っても何ら成果をみるに至らずに散会するという有様であった。¹¹⁰⁾このため、翌19日の総立総会も2時間くり下げて午後3時に開催されたが、ここでも議論が続き、決議に至らなかった。

総会での最大の論点は協定料率表をめぐって

であったが、発起会社が新協会の設立を急いだため、料率表が各社に提示されたのが18日の夜になったことに直接の原因があった。発起会社側は新協会の設立後に料率表を決定する手順で総会を進めようとしたのに対して、千代田火災、東邦火災、豊國火災などが、新協会の成立を先行させる案に反対の態度を表明した。¹¹¹⁾こうした対立から東邦・千代田の代表が途中退席し、総会は休会を余儀なくされたのである。

この対立の背景には、発起会社となっていた有力5社と他社との利害対立や有力5社主導の新協会設立手続についての不満があった。非発起会社は、①前年末の組合設立が明治火災の意見で棚上げにされたまま、これとは異なる新組織の結成案が有力5社によって作られ、組合案の取扱について何の説明のないこと、②同案が棚上げとなる理由とされた外国会社との交渉に関して、普通物件についての内外協定締結の見通しがたたないまま新協定が提案されたのは、延期棚上げ時の説明と矛盾していること、③発起会社の一部に協定成立を見越したかけこみ契約を行うものがあり、協定問題について誠意を欠くことなどをあげて、発起会社側を批判し、発起会社側が「先輩会社」としての「特権」を主張して強引に協定問題を解決しようとすると非難した。¹¹²⁾明治火災など有力会社と他社との対立、相互不信が根強かったのである。

しかも、二率協定では、協会側の有力5社が新設会社等の事情を考慮して割引率を認めていたのに対して、新協会は料率の一本化を打ち出していたことが、非発起会社の不満の根源にあった。東邦火災や千代田火災が総会を退席したのもこれが原因であった。しかし、非発起会社側からすると料率一本化を拒否してアウトサイダーにとどまろうとすれば、再保険の取引禁止という結果を招き、火災保険の営業を続けられなくなる可能性が大きかった。協定が必要だという認識では全社が一致しながら新協会の創立総会を休会に追いこんだ対立が生じたのは、このような非発起会社側の利害に基づいていたのである。

休会後、発起会社側は原案の撤回を申出たが、これに対して日清火災、帝国火災、大阪火災の3社が対立する2つのグループの仲裁の労をとることを申出て、翌20日に非発起会社11社が会合して特別相談会を開き、さらに21日から23日にかけて連日妥協の道を探った。その結果、料率に関する規定では当分の間手数料・紹介料等に区別を設ける方向で折り合いがついた。しかし、これに関連して発起会社側がこの特例は千代田及び東京海上については適用しないことを要求したのに対して、新規参入者として特例の適用は当然の権利と考えていた東京海上が最後まで抵抗したため、最終的には妥協点を見い出せずに終わった。新協会設立の計画は再度先送りされたのである。¹¹³⁾

<十六社協定の成立>

大正3(1914)年秋にかけて、日清火災、帝国火災、大阪火災などによる斡旋はねばり強く続けられた。しかし、容易に妥協点は見い出せなかった。最終的な対立点は明治火災と東京海上との意見の対立にあったといわれ、東京海上は「一定額の契約を獲保し事業の基礎を植うるまでは協定するの真意」がないと観測され、「旧大会社側にも亦飽くまで抗議して其の結果新小会社側に二、三の犠牲を出すも已むを得ずとの覚悟を有する」とみられていた。¹¹⁴⁾このため、料率は回復されず、豊国火災、福寿火災などの中小保険会社は、有力な損害保険会社の火災保険市場での対立のはざまで苦しい経営を強いられることになった。

10月半ばになって、料率協定を棚上げにしたまま新協会を設立し、協定問題を新協会で協議するという斡旋案がようやく受け入れられ、10月24日に同業16社が会合することになった。この会議で火災保険協会の規約が、7月の新協会会則案を参考に改正され、改正規約に基づいて東京海上、大阪火災、帝国海上、浪速火災、福寿火災、東邦火災、日清火災、豊国火災、帝國火災、千代田火災の10社が協会に加盟した。加盟会社は新旧合せて16社となり、同業者を一

つの組織に結集することとなったが、これがいわゆる「十六社協定」であった。

しかし、この協定は、本来の目的である料率協定に関する規約を欠いたまま成立したものであった。7月の規約案に比べると、10月の規約には理事・総会など機関・組織に関する規定がなく、また協定遵守に不可欠の「制裁」に関する条項を欠いていた。「十六社協定」は、その成立からして過渡的性格を付与されており、その後、1年余りの間各地で料率協定の話し合いがつづけられたにもかかわらず、結論を得られない不十分なものだったのである。¹¹⁵⁾

5. 大日本聯合火災保険協会の成立

<東京海上による業界再編>

十六社協定が成立した後、棚上げとなっていた料率協定問題についての東京・大阪両市場での合意形成の努力は、大正4(1915)年春には、旧協会会社6社(明治、横浜、日本、東京火災、共同、神戸海上)が、「東京地方に於ける無謀競争の乱状を防止するべく絶対に相互間契約を争奪せざる事及び保険契約者に於て契約を転移せる場合は其半額を前契約社に再保する事、漸次六会社の協定標準率に引上げる事を盟約し」、「其成績良好」のため大阪に拡張しようと動いたことに対応して、東京海上を除くその他9社も帝国海上を中心に料率協定の再建を図る協議にはいるなど活発となった。¹¹⁶⁾まとまれば、「二率協定」の再現になると観測された協議は、続報によると9社側も意見がまとまりつつあるものの、「何分東京海上が例の通り独歩主義を主張して譲らざる」と伝えられることになった。¹¹⁷⁾東京海上がアウトサイダーである限り協定成立は難しく、仮に成立しても実効は期待できないと考えられていた。

暗礁に乗り上げた感のあった協定問題は、しかし、大正4年秋から翌年初めにかけて一挙に急展開することになった。火災保険料率協定の再建の道を模索していた各社は、5年2月にそ

火災保険業における料率協定の成立過程

れまでの火災保険協会の組織を一部変更し、常務委員を3名から8名に増員して、明治火災他旧協会6社と千代田火災、東京海上の8社を委員会社に委嘱し、東京海上の各務鎌吉が委員長に就任することで合意したからである。この組織変更は、これまで火災保険業界の組織化の中心的な役割を担っていた明治火災から、業界の盟主的な役割が東京海上に移ったことを象徴的に示していた。

大正3年に火災保険の兼営を開始した東京海上は、4年12月に1500万円に増資し、明治火災株の約95%を取得していた。この両社は、もともと、ともに筆頭株主が岩崎久弥であり、取締役の兼任者がいるなど資本的にも人的にも緊密な関係にあるといわれていた。しかし、東京海上の火災保険進出に対して原錦吾を中心とする明治火災の首脳陣はこれを歓迎せず、むしろ両社の利害の対立が目立っていた。そのため、東京海上は、「実力をもってこれを征服することを考えた」¹¹⁸⁾といわれている。株式取得による支配権の確立は、この方針の現れであった。

しかも、これより先大正4年10月には明治火災の役員改選にあたって、阿部泰蔵取締役会長の辞任、東京海上取締役会長末延道成の会長兼任、原の常務辞任・降格と東京海上兼営部長西野恵之助の支配人就任、各務鎌吉の顧問就任などの思い切った人事の刷新が行われた。各務は、その後6年4月には専務取締役に就任し、名実ともに明治火災の経営責任を担うことになる。こうして、業界の盟主的位置にあり、協定のまとめ役を期待されていた明治火災は、東京海上の系列下に編入され、火災保険業界の勢力図は大幅に塗り替えられたのである。

東京海上のこのような動きは、さらに中堅の損害保険会社との資本交流・人事交流へと発展していった。たとえば、大正3年の夏に業績不振のために大倉組系に売却されるといううわさが囁かれた福寿火災は、¹¹⁹⁾「山一証券の初代社長に就任した杉野喜精が、名古屋銀行界の出身で中京財界の実情に明るく、また当時東京海上の総支配人であった各務鎌吉と外戚関係でその

意中を知り得る立場にあったことから、東京海上と株式保有による提携を懇意するに至った」と伝えられており、¹²⁰⁾5年12月に同社経営再建策の1つとして海上保険兼営を計画したのを機会に、東京海上が福寿火災株の約3分の1にあたる1万2500株を取得して経営に関与することになった。きっかけは海上保険兼営であったが、実質的には、火災保険に進出し業界の再編を目論んでいた東京海上による中堅損害保険会社系列化の一環と評価されていた。¹²¹⁾

また、同じく海上・運送保険兼営を企てた豊国火災は、専務大谷順作が「旧知の間柄」を利用して東京海上との提携について協議し、大正6年4月「両社の株式を交換し、以て業務上の連絡を探ると共に利害の共通を期する」ことで合意した。¹²²⁾これによって、東京海上は豊国火災の株式の3分の1にあたる2万株を取得したのである。

このほか第一次大戦期には東洋海上、扶桑海上、大正海上、三菱海上、大福海上、辰馬海上などにその資本交流の範囲が拡大し、東京海上を中心とする損害保険会社のグループ化が進展したのである。

<大日本聯合火災保険協会の成立>

東京海上による明治火災系列化と並行して、大正4(1915)年秋には、新会社9社が、豊国火災、千代田火災、帝国火災の3社の提案に沿って、それまでの二率協定再建の方針を断念して料率の一本化で合意し、これに基づいて旧協会加盟6社と協議を開始していた。¹²³⁾新組織の料率協定はこの動きに沿って進むことになるが、明治火災の実権を握った東京海上は、より完全な協定を目指して外国会社をも含めた協議を進めることとし、同年末から各務らが内国会社代表委員として外国会社との交渉を開始した。明治火災の系列化と同時に、東京海上は、協定締結に同調しないアウトサイダーから協定推進のリーダーに変身していた。

料率協定は外国会社との交渉のため直ちにはまとまらなかつたが、大正5年4月には、火災

保険協会が規約を改正し、機構を整備して大日本火災保険協会と改称した。規約改正の内容は、十六社協定を基礎とし、これに欠けていた組織機構に関して新たに「委員および委員長」の規定を加えたものであった。制裁規定などはこの規約には依然として含まれておらず、その後の料率協定などの審議に委ねられた。

この改正を受けて、新協会は外国会社との協定交渉など連合組織の結成に関するいっさいの準備を委員会に一任した。各務を委員長とする委員会は、各社の営業責任者を料率調査委員として内外連合の協定料率案の作成にあたらせる一方、外国会社の意向に従って、委員会と横浜外国会社保険協会委員会の両者から特別委員を選んで種々協議に入った。¹²⁴⁾

かくて1年あまりの交渉の結果、内国会社18社と外国会社24社によって大日本聯合火災保険協会が結成されることとなり、大正6年5月29日に東京の生命保険協会において創立総会と第一回会員総会が開催され、満場一致で規約案等の議案が可決された。大日本聯合火災保険協会の会長には、内国会社を代表して各務が、副会長には外国会社側から英國サン火災保険支配人のA.R.ハリスが就任し、委員会には内国8社・外国6社が選出された。また、内国会社は、日本動産火災、小樽貨物火災などの特殊な営業方針をとる会社以外はほとんど全社加盟した。

第13表 各社収入火災保険料シェアの推移

	明治45	大正4	5	6	7	8	9	(%)
東京海上		1.27	1.73	3.44	12.81	11.56	13.05	
東京火災	15.40	13.28	12.38	10.33	8.04	8.14	6.69	
明治火災	13.69	13.46	13.83	10.84	10.76	9.24	7.36	
日本火災	11.40	9.06	8.79	9.92	10.18	7.83	8.26	
帝国海上	2.50	3.70	3.54	3.77	3.21	3.14	2.35	
大阪海上	4.86	3.86	3.67	3.78	3.40	4.20	2.81	
横浜火災	10.67	7.09	7.49	6.88	6.45	5.96	8.94	
共同火災	13.89	8.89	8.08	8.54	6.00	5.91	4.70	
神戸海上	9.91	5.16	4.57	4.29	3.46	2.97	2.52	
千代田火災								
豊國火災	2.81	7.08	6.69	5.42	4.74	3.67	3.06	
福寿火災	2.16	3.00	3.06	3.08	3.08	2.53	1.91	

出典)『保険年鑑』各年より作成。明治45年は元受、他は正味保険料。

こうして成立した協会の料率協定は、それまでの激しい競争状態からの脱却を可能とし、料率の改善を通して火災保険業界の経営健全化に大きく貢献することとなった。とくにこの時期には第一次大戦の影響を受けた好況期であったことも影響し、料率の引上げが物価の上昇の中で相殺されて割高感を生まなかつたことが、協定の遵守を容易にした。井口武次郎の研究によると、この前後の火災保険料率は、大正6年を画期に顕著な改善を見せ、3~4年頃と比べて1.5倍ほどの水準に達した。¹²⁵⁾

その結果、大正7年以降、事業費率、損害率が低下し、長期にわたる競争状態の中で経営状態を悪化させていた火災保険事業は、ようやく経営基盤の充実に努めることができるようになった。収入保険料の対前年伸び率は、5年の14%から6年には40%、7年に76%と急上昇し、8~9年まで40%台を示した。料率の改善に加えて、第一次大戦の好況の影響による物価の上昇が、物件価格の上昇を通して保険金額を多額化させつつあったことがその理由であった。新協定の維持には好都合な市場条件が備わっていたのである。¹²⁶⁾

この間、協定が東京海上を中心とする業界の資本系列化を前提として進展していたこともあるて、各社のシェアには目だった変化が生じた。第13表のように、東京海上のシェアは参入直後の1%台から7年には10%台に拡大

火災保険業における料率協定の成立過程

し、一躍首位に立った。これに対して、東京火災、明治火災、日本火災、横浜火災、共同火災、神戸海上などの旧協会会員会社のシェアの後退は際立っていた。協定の成立によってもたらされた業界の組織化、自主的な協調の実現は、その中心的な役割を果した東京海上の火災保険市場に於ける地位を確立させたといってよい。

大阪市場で協定再建に重要な役割を果たした豊國火災は、協定再建までに業容を一挙に拡大し、そのシェアは先行の有力会社に追いつく勢いを示した。しかし、このような発展も大正4年をピークに緩やかな後退を余儀なくされ、そのシェアは漸減した。後退の理由を明かにする資料を見い出すことはできないが、状況から判断する限り東京海上による系列化の結果とみられる。おそらく豊國火災は、再保険面での優遇・割当て、海上保険の再保険引受けなどと引換えに同社との競合を避けた営業戦略を余儀なくされたのであろう。実際、同社の出再保険比率は顕著に増大し、第一次大戦後の8年には40%を超えるようになった。¹²⁷⁾

このような傾向は、福寿火災にも共通することであった。料率協定の成立は、競争の激甚地であった名古屋に本拠を置く福寿火災にとって待望久しいものであった。しかし、料率の安定は、同社に対してもシェアの後退と出再保険比率の上昇をもたらした。系列化を基礎とした市場の安定は被系列化企業の成長に限界を画すことになった。

以上のように、相次ぐ新規参入のなかで、経営基盤を危険にさらしかねない料率引下げ競争が展開していた火災保険業界は、東京海上による系列化の進展に補完されつつ、各社の協調が大日本聯合火災保険協会の成立によって実現した。業界のリーダーとして外国会社との協調を優先させたために業界内部から不信の念でみられることになった明治火災も東京海上傘下に入り、紛争の大きな火種は消えた。明治火災の原錦吾は降格後間もなく退社した。その後大正7年から日本共立火災を主宰することになった原は、翌8年に日本共立火災を協会から脱退させ、

以後アウトサイダーとして生涯を終えることになる。¹²⁸⁾しかし、彼の挑戦は確固たる基礎を築きつつあった業界秩序を覆すことはできなかった。

- 1) 「火災保険界の新生面」『保険銀行時報』325号、明治40年5月20日、p.3.
- 2) この論文は筆者が1989年に『日新火災80年史』——筆者の遅筆のためもあって未刊のまま、稿本として少部数作成されたに止まっているが——のために調査・執筆した草稿の一部を基礎とし、これに新たに加筆し論文としてまとめたものである。
- 3) 『火災保険会社の解剖』『東洋経済新報』684号、大正3年10月15日、p.40.
- 4) 地方協定の成立過程については『東京海上100年史』及び前掲『沿革史』参照。
- 5) 地方協定の成立過程については『東京海上100年史』及び前掲『沿革史』参照。
- 6) 前掲「火災保険会社の解剖」p.41.
- 7) 地方協定の成立過程については『東京海上100年史』及び前掲『沿革史』参照。
- 8) 「火災保険の和解」『保険銀行時報』324号、明治40年5月13日、p.20. この記事は『大阪朝日新聞』からの転載。
- 9) 前掲『沿革史』上巻、pp.102~103挿入の規約による。
- 10) 前掲『沿革史』上巻、pp.189~190.
- 11) 「保険料引上げと外国保険」『保険銀行時報』351号、明治40年11月27日、p.10.
- 12) 「五大火災保険会社新協定率」『保険銀行時報』355号、明治40年12月27日、p.9.
- 13) 「火災保険料率協定会議に就て」『保険銀行時報』355号、明治40年12月27日、p.6.
- 14) 前掲『沿革史』上巻、p.192, p.204.
- 15) 前掲「火災保険料率協定会議に就て」『保険銀行時報』355号、p.6.

- 16) 「火災保険料率引上後の経過」『保険銀行時報』368号, 明治41年4月6日, p.16.
- 17) この点について『保険銀行時報』は「火災保険界懲争絶止策」として、それらの全廃とこれに見合う料率の引下げを提唱していた(326号, 明治40年5月27日, p.3).
- 18) 「内外火災協定の内容」『保険銀行時報』361号, 明治41年2月13日, p.15.
- 19) 「内外火災保険協定の一大波瀾」『保険銀行時報』369号, 明治41年4月13日, p.14.
- 20) 前掲『沿革史』上巻, pp.275~276.
- 21) 「内外火災保険協定率廃止真相」『保険銀行時報』398号, 明治41年11月13日, p.13. その後、詳細経過は不明だが、42年9月2日には外国会社が内国会社からの再保険の受入中止を申合わせるなど、両者間の不信は解消しなかつたようである(「外国火災保険会社の再保険拒絶に就て」『保険銀行時報』437号, 明治42年9月6日, p.10).
- 22) 前掲『沿革史』上巻, pp.288~293.
- 23) 「神戸海上東京支店の営業概況」『保険銀行時報』398号, 明治41年11月13日, p.12.
- 24) 前掲『沿革史』上巻, p.286.
- 25) 「保険料引上説に就て」435号, 明治42年8月20日, p.9. なお、「料率引上説(再)」『保険銀行時報』436号, 明治42年8月27日, p.4も参照.
- 26) 前掲『沿革史』上巻, p.287.
- 27) 「京北大火各会社損害」『保険評論』4巻4号, 明治44年4月, pp.62~63.
- 28) この点については、とりあえず前掲『日新火災80年史稿本』(武田晴人執筆, 1989年作成、東京大学経済学部図書館所蔵)の序章第2節の4を参照.
- 29) 瀧谷善一「火災保険料率論」大阪寶文館, 昭和10年, pp.536~537.
- 30) 「保険業法調査会」『保険銀行時報』363, 366, 369, 379の各号所載, 明治41年2月27日~6月27日参照.
- 31) 同, 366号, 明治41年3月20日, p.10.
- 32) 保険業法改正については、農商務省保険課長島村他三郎「改正保険業法解説」『保険評論』

- 5巻4号付録, 明治45年5月, による.
- 33) 「火災保険の協定」『保険銀行時報』320号, 明治40年4月10日, p.3~4.
- 34) 前掲『沿革史』上巻, pp.291~292.
- 35) 「京都火災保険界混乱の実相」『保険評論』3巻9号, 明治43年11月, p.38, 「火災保険の新協定」『保険銀行時報』499号, 明治43年11月27日, p.13, 及び「新聞に伝えられる京都火災界の混乱」『保険評論』3巻8号, 明治43年10月, p.65.
- 36) 前掲『沿革史』上巻, p.228, 及び「火災保険競争の其後」『保険評論』4巻2号, 明治44年2月, p.58.
- 37) 「火災保険の新協定」『保険銀行時報』499号, 明治43年11月27日, p.13, 及び「保険界二分の新傾向」『保険評論』3巻9号, 明治43年11月, p.39.
- 38) 「火災保険界の趨勢」『保険銀行時報』499号の7, 明治44年1月20日, p.7.
- 39) 「非協会々社の協定問題」『保険評論』4巻4号, 明治44年4月. これについては、「火災保険界の新画策」『保険銀行時報』499号の19, 明治44年4月27日, p.8も「数ヶ月前」のこととして、未開業の福寿火災を除く非加盟4社が協定締結に動いたが「機が熟せず」不成立になったと報じている.
- 40) 「火災保険同盟会の成立」『保険銀行時報』499号の53, 明治45年1月1日, p.43.
- 41) 「非協会々社の協定問題」『保険評論』4巻4号, 明治44年4月, p.62.
- 42) 前掲「火災保険同盟会の成立」『保険銀行時報』499号の53, p.43.
- 43) 「火災保険新協定成立の経過」『保険銀行時報』499号の28, 明治44年7月6日, p.15.
- 44) 「協会、同盟両派代表者の会合」『保険評論』4巻6号, 明治44年6月, p.65.
- 45) 「火災保険同盟会成立経過」『保険銀行通信』29号, 明治44年6月25日, p.10.
- 46) 前掲「火災保険新協定成立の経過」『保険銀行時報』499号の28, p.15. なお、前掲『沿革史』上巻pp.384~386には、これに対応した覚書が掲載されている.

- 47) 「火災保険新協定実行難」『保険銀行時報』499号の25, 明治44年6月13日, pp.11~12.
- 48) 前掲『沿革史』上巻, pp.387~392.
- 49) 同前, p.388.
- 50) 同前, p.393.
- 51) 「関西視察談(上) 火災保険某大会社重役談 新協定率実行の模様」『保険銀行通信』37号, 明治44年10月25日, p.10.
- 52) 『日新火災海上保険株式会社五十年史』(原稿第二巻), 昭和33年8月, 日新火災80年史編纂資料, pp.67~68による.
- 53) 9月下旬に原錦吾が腸チフスのため職務を離れたことも調整の遅れの原因という(「火災保険同盟会の成立」『保険銀行時報』499号の53, 明治45年1月1日, p.45).
- 54) 前掲『沿革史』上巻, pp.395~396.
- 55) 「火災協定の動搖」『保険評論』44巻11号, 明治44年12月, p.68.
- 56) 「名古屋の火災保険協議会」『保険銀行時報』499号の60, 明治45年2月27日, p.15.
- 57) 前掲『沿革史』上巻, pp.397~399.
- 58) 「火災保険競争」『東京朝日新聞』明治45年6月14日.
- 59) 「料率の紊亂」『保険銀行時報』602号, 大正2年1月1日, p.61.
- 60) 「火災保険」『保険銀行時報』499号の82, 大正1年8月13日, p.10.
- 61) 「火災保険界の混戦時代」『保険銀行通信』54号, 明治45年7月10日, p.3.
- 62) 「火災保険の危機」『報知新聞』大正1年12月17日.
- 63) 「火災保険界見聞雑記」『保険銀行通信』62号, 大正1年11月10日, p.13は「豊国火災と云へば近来……各新聞雑誌等に於いて嫌忌せられ又は排斥せられつつある会社」と紹介している. 報道にはそうした偏りがあった.
- 64) 「豊国火災の昨今」『保険銀行時報』499号の71, 明治45年5月20日, p.14.
- 65) 「豊国火災開業」『保険銀行時報』499号の59, 明治45年2月20日, p.16.
- 66) 「火災保険界の近状」『保険銀行時報』499号の84, 大正1年8月27日, p.12.
- 67) 「豊国火災保険の自重」『保険評論』5巻9号, 大正1年10月, p.54.
- 68) 「火保協定率破綻問題」『保険評論』5巻10号, 大正1年11月, pp.47~48.
- 69) 「火災保険協定拒絶」『保険銀行時報』499号の72, 明治45年5月27日, p.10. 「昨年の火災保険界」『保険銀行時報』602号, 大正2年1月6日, p.57でも、同様の協会会社の不誠実な対応を豊国火災の協定加入拒否の理由としていた.
- 70) 「豊国火災に忠告す」『保険銀行時報』499号の75, 明治45年6月20日, p.11.
- 71) 前掲『沿革史』上巻, pp.410~411.
- 72) 「火災保険協定加入勧誘」『保険銀行時報』499号の77, 明治45年7月6日, p.15. この記事では「或程度の割引率を定めて協定に加入せんことを公式に勧誘」したと記されているから、5月の交渉は非公式のもので、この6月末からの交渉が本格的なものであったとみられる.
- 73) 「保険協定難関」『保険銀行通信』54号, 明治45年7月10日, p.13.
- 74) 「豊国の加入拒絶」『保険銀行時報』499号の79, 明治45年7月20日, p.16, 及び「豊国火災の拒絶」『保険銀行通信』55号, 明治45年7月25日, p.3. なお後者の記事では、豊国が率先して加入することが他社を追随させるはずだと同社の対応を批判していた.
- 75) 「火災保険改革案」『保険銀行時報』499号の80, 明治45年7月27日, p.16.
- 76) 「火災保険協議」『保険銀行通信』55号, 明治45年7月25日, p.15.
- 77) 「豊國火災懸賞募集」『保険銀行通信』58号, 大正1年8月10日, p.11.
- 78) 「大阪たより」『保険評論』5巻10号, 大正1年11月, p.33.
- 79) 前掲『沿革史』上巻, p.551.
- 80) 「南部大火」『保険銀行通信』43号, 明治45年1月25日, p.13, および「南部の大火」『保険評論』5巻1号, 明治45年1月, p.43.
- 81) 「深川洲崎大火」『保険銀行通信』47号, 明治45年3月25日, p.13.

- 82) 「保険損害」『保険銀行時報』609号, 大正2年2月27日, p.14.
- 83) 「名古屋保険界大勢」『保険銀行時報』646号, 大正2年11月27日, p.10.
- 84) 以下, この交渉の経過は曾根季作「大阪火災保険界の協定問題顛末に対する告白」『保険銀行時報』603, 604, 606, 607の各号所載による。
- 85) 前掲『沿革史』上巻, pp.418~419.
- 86) 「火災保険協定協議会」『保険銀行時報』499号の96, 大正1年11月13日, p.17.
- 87) 前掲「大阪火災保険界の協定問題顛末に対する告白」『保険銀行時報』603号, p.5.
- 88) この経過について一部の新聞が12日に決定に至らなかった理由が豊国火災の反対にあったと報じたが, 『保険銀行時報』は事実に反すると指摘している(「火災保険協定成行」『保険銀行時報』600号, 大正1年12月20日, p.14).
- 89) 「大阪市の新協定率」『保険評論』6巻2号, 大正2年2月, p.44, pp.64~65.
- 90) 曾根季作「火災保険協定問題に就いて」(一)『保険銀行時報』647号, 大正2年12月6日, p.3.
- 91) 前掲『沿革史』上巻, pp.419~434.
- 92) 曾根季作「火災保険協定問題に就いて」(二)『保険銀行時報』648号, 大正2年12月13日, p.5.
- 93) 『保険銀行時報』は, この経過を「百日の説法放屁一発の果敢なき運命に終ってしまった」と表現している。同前, p.6.
- 94) 前掲『沿革史』上巻, p.433.
- 95) 同前, p.434. なお規約案の全文は, 同書pp.428~433に掲載されている。
- 96) 修正後の規約案は, 『沿革史』には記録されていないが, 前掲曾根季作「火災保険協定問題に就いて」(二)に掲載されている。それによると, 理事については当初案が3人(うち1名が専務理事)に対して修正案では5人(うち1名を互選で理事長)と改められた。
- 97) 「火災保険協会総会」『保険銀行時報』645号, 大正2年11月20日, p.16.

- 98) 「火災保険協定の其後」『保険銀行時報』646号, 大正2年11月27日, p.10.
- 99) 前掲『沿革史』上巻 pp.554~570. なお, 明治火災の対応に関しては, 有力会社として優良な工場物件を多く保有していたと考えられる同社が, 国内中小各社との競争よりも外国会社との競争を重視していたという推測も成り立つから, こうした視点の差も考慮する必要があるが, 確認できる資料を欠いている。
- 100) 前掲曾根季作「火災保険協定問題に就いて」(二), p.6. なお, 残された規約類の案文中には, 曾根が指摘した再保険についての規定は見い出すことはできなかった。仮にあったとすれば, たたき台を提出した中のものではないかと考えられるが, 確認できなかった。
- 101) 前掲『沿革史』上巻, pp.438~440.
- 102) 「火災保険会の乱調」『保険銀行時報』659号, 大正3年3月6日, p.17. 浪速火災早川の試みについては, 「大阪火災保険協定不調」『保険銀行時報』655号, 大正3年2月6日, p.19を参照。
- 103) 「中京火災保険協定会議」『保険銀行時報』678号, 大正3年7月20日, p.16.
- 104) 「名古屋火災保険界混乱」『保険銀行時報』693号, 大正3年11月6日, p.16.
- 105) 「名古屋火災保険界の混乱」『保険銀行時報』721号, 大正4年6月6日, p.19.
- 106) 「名古屋火災保険界近況」『保険銀行時報』736号, 大正4年9月20日, p.16.
- 107) 「火災保険協定成行」『保険銀行時報』667号, 大正3年5月6日, p.10.
- 108) 前掲『沿革史』上巻, pp.488~497. この間の各社の意見については, 「火災保険協定問題」上・中・下『保険銀行時報』676~678号, 大正3年7月6日~20日に詳しい。
- 109) 新しい協会の規約案については, 前掲『沿革史』上巻 pp.465~496に料率協定案を含めて掲載されているが, 規約本文の第11条が欠落している。記載漏れと考えられるが, 完全な規約案は, 「火災協定不成立顛末」『保険銀行時報』680号, 大正3年7月27日, pp.12~13から知ることができる。

- 110) 同前, p.12.
- 111) 前掲『沿革史』上巻, p.464.
- 112) 前掲「火災協定不成立顛末」『保険銀行時報』680号, p.12.
- 113) 同前, p.12.
- 114) 「火災協定依然困難」『保険銀行時報』689号, 大正3年10月6日, p.11.
- 115) 前掲『沿革史』上巻, pp.497~498. 規約は同書 pp.503~505に掲載されている。また, 関連して「火災保険新規約案」『保険銀行時報』695号, 大正3年11月20日, p.13も参照。報道された規約案は, 内部資料で作られた『沿革史』と同文であり, 料率協定につながるカルテルと見なしうる十六社協定といえども堂々と公表しうる時代であった。
- 116) 「火災六社の申合と大阪」『保険銀行時報』709号, 大正4年3月6日, p.17, 及び「火災保険協調進展」『保険銀行時報』710号, 大正4年3月6日, p.10.
- 117) 「火保申合運動の其後」『保険銀行時報』713号, 大正4年4月6日, p.13.
- 118) 『東京海上火災百年史 上』p.348.
- 119) 「福寿火災壳却説に就て」『保険銀行時報』677号, 大正3年7月13日, p.17.
- 120) 前掲『日新火災海上保険株式会社五十年史』(原稿第二巻), p.79.
- 121) 「東京海上と福寿火災」『東洋経済新報』763号, 大正5年12月15日, p.1099.
- 122) 前掲『日新火災海上保険株式会社五十年史』(原稿第二巻) p.82. なお, 「豊國火災の兼営調査」『保険銀行時報』739号, 大正4年10月13日, p.15, 及び「豊國火災の兼営議」, 「豊國火災の決算予想」『保険銀行時報』746号, 大正4年12月6日, p.14も参照。
- 123) 「火災保険料率協定ノ経過」『保険雑誌』229号, 大正4年12月, p.29, 及び「火災保険料率協定問題の一段落」『保険雑誌』231号, 大正5年2月, p.35.
- 124) 協議の経過については前掲『沿革史』上巻 pp.578~627が詳しく紹介しており, 現在までの調査でとくに付加すべき重要な事項も見られないでの本稿では省略する。
- 125) 井口武二郎『火災保険経営と料率研究』火保研究社, 昭和7年, pp.13~14.
- 126) もっとも, その反面で, 物価上昇は, 事業費の高騰として着実に跳ね返りつつあった。料率の引上げを上回る形で, やや遅れて事業費の高騰が生じ, 火災保険業界はその改善に取組まなければならなかつた。
- 127) データは豊國火災『事業報告書』各年による。
- 128) 前掲『沿革史』上巻, p.577.
〔東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授〕